

第九十一回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和五十五年三月二十八日(金曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

三月二十一日

藤井 恒男君

補欠選任
三治 重信君

三月二十二日

鶴崎 均君

補欠選任
鈴木 省吾君

三月二十五日

三浦 八水君

補欠選任
加藤 武徳君

三月二十六日

北 修二君

補欠選任
夏目 忠雄君

三月二十七日

夏目 忠雄君

補欠選任
北 修二君

三月二十八日

坂元 親男君

補欠選任
寺下 岩蔵君

三月二十九日

降矢 敬雄君

補欠選任
最上 進君

三月三十日

寺下 岩蔵君

補欠選任
坂元 親男君

三月三十一日

最上 進君

補欠選任
降矢 敬雄君

出席者は左のとおり。

委員長 青井 政美君
理事 岩上 二郎君
片山 正英君
北 修二君
川村 清一君

委員

熊谷太三郎君
坂元 親男君
田原 武雄君
三浦 八水君
村沢 牧君
河田 賢治君
下田 京子君
喜屋武眞榮君
武藤 嘉文君
松浦 昭君
二瓶 博君
竹中 讓君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産省経済局長
農林水産省農蚕園芸局長

事務局

主任委員 会専門員

説明員

農林水産省経済局統計情報部長
農林水産省畜産局審議官

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農林水産政策に関する調査

(昭和五十五年度畜産物価格等に関する件)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青井政美君) ただいまから、農林水産委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行います。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に北修二君を指名いたします。

○委員長(青井政美君) 農林水産政策に関する調査を議題といたします。

まず、昭和五十五年度畜産物価格等に関し、政府から説明を聴取いたします。井上審議官。

○説明員(井上喜一君) 井上でございます。

昨日から畜産振興審議会の食肉部会、それから酪農部会が開かれております。昨日は食肉部会が開催されたわけでございますが、まずこれに諮問いたしました試算値から御説明を申し上げます。

お手元に安定価格算定説明参考資料というものが届いていると思いますが、その牛肉の部から説明いたします。

まず、一ページをお開きいただきまして、指定食肉(牛肉)の安定基準価格及び安定上位価格、去勢和牛肉でございまして、算式は $P_1 = (P_0 \times X) \times Y$ 、これを変動係数 Y で開いております。 P_1 が求める枝肉価格でございまして、 P_0 は基準期間における去勢肥育和牛農家販売価格でございまして、基準期間は過去七年間をとっております。昭和

四十八年二月から五十五年の一月までをとっております。その間の去勢の肥育和牛の農家の販売価格でございまして、この販売価格につきましては、安定上位価格を超えるものにつきましては、枝肉が安定上位価格を超える月につきましては安定上位価格に見合う価格に、また、安定基準価格を下回る場合には安定基準価格に見合う農家販売価格をとりまして算定をいたすことになっております。

従来どおりの方式で算定いたしております。次にIでございまして、これは基準期間、ただいまの七年間に対する価格決定年度、つまり昭和五十五年度でございまして、その去勢若齢肥育和牛の生産費指数でございまして、つまり、基準期間に対してどの程度の生産費に変化率があるのかというものでございまして、 m と k と申しますのは、去勢和牛の枝肉卸売価格と去勢肥育和牛の農家販売価格との関連でございまして、いわゆる枝肉換算係数と言っているものでございまして、 v は変動係数でございまして、

そこで、試算値はその下に出ておりますように、基準期間における農家の販売価格は九百三円でございまして、基準期間に対する生産費の変化率が 1.056 でございまして、これを掛け合わせますと九百五十三円五十七銭になります。これを枝肉に換算するために 1.616 プラス九百九十二銭でございまして、全体計算をいたしますと千五百六十四円九銭と相なるわけでございまして、それをプラス・マイナス 0.130 、変動係数で開いてございまして、この変動係数は従来 0.14 というのを使っていたわけでございまして、ちようど牛肉の安定制度が発足いたしました五年がたちます。また、実際の変動の状況を見てまいりますと、やや変動幅が縮小してきている傾向が見られるわけでございまして、そういう実態を踏まえまして、 0.13 と変動幅を縮小いたしております。

ます。その結果、算出される試算値は、安定基準価格が千三百五十七円三十七銭、安定上位価格が千七百六十三円〇一銭でございまして、これが試算値と相なるわけでございします。

次に、豚肉の方に移らせていただきます。豚肉の算定の説明参考資料をお開きいただきたいと思ひますが、同じく一ページでございします。

豚肉の価格算定につきましては、基本的には牛肉価格と同じような考え方であると考えております。ただし、基準期間につきましては、牛肉については七年を基準期間としておりましたが、豚肉の場合は五年間を基準期間としておりました。それが一点違います。それからもう一つ違ひますのは、 α というのが出ております。これが需給係数でございまして、豚肉につきましては需給の状況を見て価格を上げたり下げたりする、まあそういう算定方式になっているわけでございします。これが違ひます。あとは基本的に同じような考え方でもらまして算定をいたしておるわけでございします。

結論だけ申し上げますと、最後にあります農家の販売価格は四百二十七円でございします。基準期間過去五年間に対する生産費指数が〇・九八七、それに α 、これは需給調整係数でございしますが、来年度の需給は、需給がうまくミートをする、こういう前提に立ちまして一ということにして、四十二円四十五銭、それを枝肉に換算いたしますと、六百七十六円三十三銭に相なるわけでございします。

次に、変動係数で開いておりますが、これは牛肉と同じ〇・一三をとっております。最近の豚肉の価格状況を見てまいりますと、短期変動の幅が漸次拡大する傾向が見られるわけでございします。また畜産振興審議会におきまして、豚の変動幅につきましてもう少し実態を検討して再検討すべきである、こういうような意見が出ていたわけでございします。最近の数値をとりまして、牛肉と同じ〇・一三〇という変動係数を採用いた

した次第でございします。その結果算定されます安定基準価格は五百八十八円四十一銭、安定上位価格は七百六十四円二十五銭でございします。

以上、非常に簡潔に申し上げまして、昨日答申をいただきました文書が手元に届いていると思ひますが、指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項につきましては、「指定食肉の生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方である安定価格を決めることは止むを得ない」と、こういう御答申をいただいているわけでございします。

そのほかに関連がございしますので省略させていただきますが、そこにあるように、一から七までの、豚肉、牛肉全般にわたることについての建議でございします。

次に、本日の酪農部に諮問いたします牛乳の保証価格等についての説明をいたします。

牛乳の保証価格等算定説明資料をお開きいただきたいと思ひます。

まず八ページでございします。諮問いたしますのは四つございしますが、その第一が保証価格でございします。

保証価格の算定方式は、主要加工原料乳地域における推定の第二次生産費、それから推定租税公課諸負担、それから推定の集送乳経費、それから推定の販売手数料を加えた合計額でございまして、試算にございしますように、八十八円八十七銭でございします。昨年が八十八円二十銭であったわけでございします。六十七銭の増に相なっております。

この算定につきましては、統計調査部がやっております生産費調査を基礎にいたしまして、頭数規模別の生乳生産量ウェイトによりまして加重平均した生産費をとっているわけでございまして、それに最近時点における物価指数をもつて物価修正をしております。

なお、労賃の、家族労働の評価がえにつきましては、飼育家族労働につきましては、労働省の毎

動統計に基づきます主要加工原料乳地域の製造業五人以上の規模の労賃の直近三カ月水準によって評価をしております。

次に、安定指標価格でございします。十四ページをお開きいただきたいと思ひますが、安定指標価格につきましては、全部据置きでございします。それから、第三番目に諮問いたしますのは基準取引価格でございします。基準取引価格と申しますのは、乳業メーカーが生産者に支払う価格でございします。まあ支払います価格は、そこにはございしますように、製造業者販売価格から卸売業者のマージンを引きまして、さらに乳製品の製造販売経費を差引く。また、乳業者の製造業者利潤を差引きましたのを基準にいたしまして、それに乳製品の単位当たりの製造必要乳量、それから乳製品の生乳換算量ウェイト、そういうのを加味いたしまして基準取引価格を算定しているわけでござい

まして、これもその十五ページの一番下でございしますが、六十四円三十銭でございまして、昨年度と同じ価格でございします。

それから第四番目でございしますが、限度数量でございします。限度数量といひますのは、合理的な生産目標でありますとともに、財政負担の限度を示すという、そういう意味のあるものでござい

ますが、これにつきましては、推定の特定乳製品向け生乳需要量から控除量を差引くということにございします。どういふのを差引くというかと申しますと、昭和五十四年度におきまして特定乳製品需要量を上回って生産された数量がございします。それから一つは國産の脱脂粉乳。これはえさ用に主要なものでございしますが、そういうものへ転用したものはさらにそれから引いてございします。さらに、生産者団体におきまして計画の目標数量を上回って生産された乳量のうちで、特別余乳として一般の市場外に処分されるものがございします。その分をさらに引いてございします。

このようにして要控除量を算定いたしまして、その控除量をたいたいま申し上げました特定乳製品向けの生乳需要量から差引きまして限度数量を

算定するわけでございします。

数値は十九ページにございします。推定の特定乳製品需要量は生乳ベースで百九十三万トンでございします。そのうち、といひますか、十六万六千トンが昭和五十四年度において生産されましたオーバーでございします。それから、國産脱脂粉の飼料等への転用分が七万三千トン、それから特別余乳として処理されるのが二万八千トンでございします。こういうものを十六万六千トンから差引くわけでございまして、その残りを百九十三万トンから差引くわけでございします。そういういたしますと、その下に出ております百八十六万五千トンということに相なるわけでございします。

なお、ちなみに、飲用向けは四百二十二万五千トン、それからその他乳製品向けは三十三万四千トン、自家消費量としては十三万一千トンを推定いたしております。

簡単にございしますが、以上が本日諮問いたします牛乳の保証価格等についての積算の説明でございします。

以上でございします。

〇説明員(柳井昭司君) お手元に五十四年度の畜産関係生産費の資料が四つ配付してあると思ひますが、それにつきまして、時間の関係もございまして簡単に御説明させていただきますと思ひます。

まず第一が、五十四年度の肥育豚の生産費でございします。これは調査期間が五十三年度の七月から五十四年度の六月までの調査でございします。百キログラム当たりの生産費は三万八千四百九十三円ということで、六・八%減少しておりますが、これは二ページにもございしますように、主要な費目につきまして、労働費は一・四%増加しております。七・七%減少している。あるいは飼料費が、配合飼料の値下がりによりまして八・七%減少しているという、この二つの減少が主因でマイナスになったわけでございします。

収益性について見ますと、三ページにございしますように、一頭当たりで四万二千七百十四円と

いうことで、これも七・五%減少しておりますし、一日当たり家族労働報酬も一万円を超えてはおりません、前年に比べますと七・九%の減少でございます。

次に、子豚の生産費でございますが、子豚につきましては、調査期間は同じでございます。

一頭当たりの生産費は二万六千三百三十三円というところで六・三%減少しております。これにつきましても、費用全体の五割を占めるところの飼料費が、配合飼料の値下がりによって減少しているということが主要な要因となつて値下がりしております。

収益性につきましては、一頭当たりで二十万三千三百三十三円というところで七・九%減少しております。一日当たり家族労働報酬も八千四百七十四円に比べて六・五%減少しているわけでございます。

次に、肥育牛につきましては御説明申し上げますと、去勢若輪肥育でございますが、これにつきましては、一頭当たりの生産費は五十八万三千五百円というところで〇・九%増加しておりますが、百キログラム当たりで申しますと九万六千二百四十三円というところで〇・五%の減少でございます。これは、二ページにも書いてございますように、一頭当たりの販売時の生体重の増加が響いておる、こういうことでございます。それで、これにつきましても、素畜費につきましては、子牛価格の値上がりなり大型のものが導入されたということとで六・五%対前年増加しておりますし、労働費につきましても、労働時間は節約されておりますものの、賃金の上昇がこれを上回りました二・四%増加しております。飼料費が配合飼料等値下がりいたしまして一二・九%減少、これが大きく響いているわけでございます。

収益性につきましては、六十四万三千九百二十九円というところで六・七%増加しております。一日当たり家族労働報酬としては八千七百六十一円というところで、前年に對して六七%の増加になつております。

それから乳用雄肥育でございますが、これにつきましては、生体百キログラム当たりで六万二千二百二十九円というところで四・七%の減少でございます。これも、飼料費が減少したということが主要な要因でございます。

収益性につきましては、一頭当たり四十九万五千円というところで、これは、やはりこの期間の生産者販売価格が上昇したことによりまして一〇%強ふえておりまして、一日当たり家族労働報酬も前年に比して二・一倍ということになっております。

それから最後に牛乳生産費でございますが、これにつきましては、乳脂率三・二%換算で百キログラム当たりの生産費は全国で八千八百四十円というところで、前年に對しまして四・二%の減少になつております。これは、流通飼料費が非常に減少したこと、それから子牛価格の高騰によりまして副産物価格が非常に上昇した、それによりまして下がった、こういうことでございます。

この収益性について見ますと、一頭当たりで六万四千円強ということでございます。五・一%の増加でございます。それから一日当たり家族労働報酬で見ますと、九千八百十三円ということとで一九%強の増加というふうになつておるわけでございます。

以上、簡単にございますが、御説明を終わります。

○委員長(青井政美君) それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 先ほど北海道農民連盟の皆さんから陳情を受けたように、さらにまた全国の畜産農家の皆さん方が切々と訴えておるよう、今日、畜産を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。そこで、私はきょうは余り時間がありませぬから、乳価や、あるいはまた加工乳の限度数量問題等については川村先生にお願いたしまして、以下、若干それらの問題にも関連をいたしまして質問してまいります。

農産物の価格は再生産を可能ならしめる価格でなくてはならぬ、それは生産費所得補償方式でなくはならないというふうに思ふのであります。ところが、生産費所得補償方式といつても、その評価の方法によつてどのようにはじき出されるわけでありませぬ。逆の言い方を言えば、最初に政策価格を決めておいてそれに生産費を合わせることもできる。そこで大臣、農産物の価格は、実際に即した生産費を算定しなければならぬ、なおかつ、これから物価の上がることも勘案して生産費を算定しなければならぬというふうに思ふますが、どうでしょうか。

○国務大臣(武蔵野文君) 確かに、再生産を旨としてということが法律に書いてございますが、私も必ずしも米の価格のような生産費所得補償方式をとるというふうには実は考えていないわけでございます。その点が少し御意見が違ふ、私とちよつと意見が違ふかと思ひます。

またもう一つ、私も、生産条件供給事情その他経済事情と、こう書いてあるわけでありませぬけれども、これは並列的にこう書いてありますので、やはりそれぞれをよく見ながら、しかも再生産を旨として、こういうふうな判断をして価格を決めなきゃいけない、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 生産費を算定するに当たつて、先ほど統計情報部長から説明がありましたように、すべての農畜産物について五十三年度の七月から五十四年度の六月までの生産費を基準として資料をはき出しておる。したがつて、しかしその後における物価の修正等は若干したとしても、特にこれに労働賃、飼料、あるいは資材費など、非常に値上がりをしておるわけなんです。ですから、ことしの畜産物価格を決定する際にはこうしたことをぜひ価格の中に反映しなければならぬ、私は少なくとも政府の経済見通しによる物価上昇率、これを下回らないように価格を決めるべきである、そのように思ふのであります。そのことについて大臣はどのように考へるかということ、特に乳価

等を決める場合において、乳製品メーカー等から、乳価は上げるべきでないという強い要請なり圧力があるというふうな聞いておるのですけれども、これらについてはどういうふうな考へるので

○説明員(井上喜一君) 統計情報部がやっております調査を基礎にいたしまして保証価格は算定いたすわけでございますけれども、最近時点の物価、これは昨年の十一月から直近時点の一月までの物価水準をとつておりますが、その水準でもって修正してございます。確かに、先生御承知のように、その中ではまだそういう物価に、価格指数に反映していない電力料金等がございますが、これにつきましては、それにさらに修正をしていくわけでございます。飼料価格等につきましても、昭和五十五年の見通される範囲のものをその飼料価格の中に織り込んで算定しているわけでございます。経済見通しの物価の上昇率は全体の物価の問題でございます。生産費に關連いたした

す費目といたしましては、やはり従来やつておりますように、十一月からこの一月までのその時点の物価水準を原則的に織り込んでいくというのが適当じゃないかと考えているわけでございます。乳製品メーカーが乳製品の価格等についていろんな要望がある、この御指摘があつたわけでございますが、安定指標価格につきましては、乳製品の生産条件とか需給事情等を勘案して定めると、こういう法律の規定があるわけでございます。私も、私どももいたしましては、最近、乳製品価格が相当低迷しておりますけれども、先般脱脂粉乳二万トン、バター五千トンというものを決めたの金利倉敷の助成をするというものを決定いたしました。乳製品市況の下支え措置といひます。乳製品市況も漸次回復するというのを期待いたしまして安定指標価格につきましては前年とおり据え置きと、こういうことになつたわけでございます。

○村沢牧君 生産費の上昇率はことしの一月まで

の分も計算して織り込んだというふうになるわけなんですけれども、政府は電気料金などを決定する場合においては、原油価格の上昇をこし一年じゅう上がる額を見込んでこういう価格をききに認可したんです。したがって、畜産物についても、えき代は御承知のように昨年七千五百円上がった、こし一月から九千円から一万五百円も上がろうとしているんです。したがって、こしこのうええき代の上がり方、あるいは公共料金、燃料費、資材費、すべて物価が値上がりなんです。どうしてこしの見通しを立ててこの生産費の算定に織り込むことができないんですか。

○説明員(井上喜一君) まあ保証価格の算定につきましては法律に規定がございます。主要な加工乳原料地域の生乳の再生産を確保する価格ということになっていてございまして、従来どおり、過去五年間、五〇%以上が加工原料乳に回る地域についての再生産可能生産費をもって保証価格としているわけでございまして、御案内のとおり、保証価格は下支え価格でございますので、必要限度のコストに見合う価格をもって算定をいたしている、こういうことでございまして、先ほど説明いたしましたわけでございまして、統計情報部の生産費調査を基本的には基礎といたしておりますが、最近時点、最近直近三カ月の農村物価賃金調査の品目別指数の変化率でもって修正をしているわけでございまして、そのほかに、さらに四月以降値上りが予想されるものにつきましてはその価格をとって修正をしているわけでございまして、われわれといたしましては、現時点におきましてできるだけの価格状況を織り込むと、そういう努力をしたつもりでございまして、

○村沢牧君 それでは、そういう配慮をもって生産費を算定したと言いますが、そのことについては具体的に後ほど聞いてまいりますが、さても、さてそこで、今度の畜産物のこの生産費を皆さんからいろいろお聞きする中において、すべての畜産物について実は生産費のうちえき代が値下がりしたと。しかし、昨年の七月からえき代は

ずいぶん上がっているわけなんです。えき代が下がって生産費が低くなったと言っても実感がない。一体何を基準にしているかということをお聞きしたいと思います。

○説明員(井上喜一君) 配合飼料価格は確かに昨年来上昇を続けているわけですが、急激な価格上昇に対する農家負担の激減緩和ということと、配合飼料につきましては価格補てんを実施しているわけでございまして、そういう価格補てんの状況も織り込んでございまして、

○村沢牧君 それでは五十五年間にえき代どのくらいになって、価格補てんを幾らにして、そうして皆さん見込んでいらっしゃるんですか、そのことが一つ。

それから、価格補てんという話が出たんですけれども、昨年来この基金も価格補てんをずっとやってきた結果、もうこの基金が枯渇をきておると。七月からは補てんをするという約束がされておられないんですが、これに対してはどのように考えておりますか。

○説明員(井上喜一君) 流通飼料の物価修正のやり方でございますけれども、酪農農家はいろんな流通飼料を買っているわけでございまして、専増産ふすまでありまして、一般ふすま、あるいはピーパルプとか、ヘイキューブとか、かす類とか、いろんなものを買っているわけでございまして、その全体につきまして、最近直近の三カ月の価格変動の状況を踏まえて出すわけでございまして、特に配合飼料とか、専増産ふすま、一般ふすま、大麦等が値上がりするわけでございまして、こういったものを百キログラム当たり換算をいたしますと八十二円に相なるわけでございまして、これはそういう値上げ額から農家の補てん額を差引く。あるいは農家が現実に負担する金額もございまして、その分は負担としてプラスするわけでございまして、農家負担分をプラスして、補てんされるものを差引きまして計算いたしますと、生乳百キログラム当たり八十二円、四月以降上がる。こういうように計算をいたしまして、流通飼

料の物価修正を行っているわけでございまして。

○村沢牧君 えき基金。

○説明員(井上喜一君) それからえき基金につきましては、いま決まっておりますのは、四月から六月までの補てんが決まったわけでございまして、その結果、六月末にはなお異常基金については百四十億円、それから一般の基金につきましては三十億円残るわけでございまして、われわれといたしましては、その後の状況につきましては、そういった財源状況も見ながら、農家負担が急激に上がることをないように指導をしていくつもりでございまして、

○村沢牧君 どこを指導するか知りませんが、いまの話では七月以降も現在と同じ水準でもって補てんをしていく、そのようにはつきり理解していいですね、大臣。

○説明員(井上喜一君) 配合飼料価格が上がりましてした場合に、その上がった分を長く補てんをしていくということとは実は不可能なわけでございまして、やはり価格が上がりまして、原則的にはそれにスライドいたしまして農家負担がふえるわけでございまして、ただ、急激に農家負担がふえることを緩和するために、価格安定基金がございまして、それを通して補てんをしていく、そういう仕組みになってきているわけでございまして、したがって、七月以降の補てんにつきましては、いまの基準と同じような基準というわけにはまいりませんで、激変を緩和をすると、そういう程度のものでわれわれ考えておるわけでございまして、

○村沢牧君 逆の言い方をすると、七月以降さらに上がったとすれば、いまよりも補てんをそれと多くするわけですね。

○説明員(井上喜一君) 現時点におきまして、配合飼料価格がどのようになるかは断定的に申し上げることは不可能でございまして、われわれといたしましては、現在の状況からして、いまの価格水準が一応続くと、続くだろうと、こういうことを前提に計算をしているわけでございまして、た

だいまから七月の時点でするかどうかということをお聞きしたい。もう一つは、えき代が値下がりしたと。そういうふうに考えるわけでございまして、

○村沢牧君 時間がないから、次に進んでまいります。

次は、労働費の算定についてですが、先ほど労働費の評価について九百三十五円四十三銭とするという説明があったわけですね、時間当たり。全国農協中央会は、乳牛、肉牛、豚についてこの労働費を算定しておりますが、労働省の統計情報部報告に基づいて、五人以上の事業所の全国平均賃金を基礎として、千五百六十六円一銭というふうに算定してあるわけですね。あるいは全国乳価共闘会議は、全中と同じ賃金を用いて、これに本年度の賃金の上昇率を乗じて千二百四十五円というふうに算定しているんです。皆さん方は、実際に即した賃金を算定している、生産費を算定していると言われている、ずいぶん違うわけなんです。なぜ農水省の査定が九百三十五円四十三銭と、こんな低い額になるんですか。

○説明員(井上喜一君) その生産費の違ひは、生産者団体は、全国の五人以上の製造業労働費をとっていることかと思っておりますが、畜産局で算定したところとしましては、北海道の五人以上の製造業の賃金を基礎としているからでございます。どうしてそういうのとるか申しますと、不足払い法におきましては、「生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として」定めるといふことになっておりまして、対象の加工原料乳地域は北海道だけでございまして、北海道の地域の五人以上の製造業労働費をとるのが適当であると、そういう考えでございまして、

○村沢牧君 加工原料乳生産地は北海道だけだという話があったんですが、北海道だけではないんです。ですから、なぜ北海道だけの労働費でもって算定をするのかということ。

それから、重ねて関連して言うけれども、加工

すが、計測の結果、それが純現在の安定基準価格より二%ぐらい下がるわけでございます。この変動係数はあくまで季節的な変動の幅でございまして、こういう幅が豚肉なら豚肉、牛肉なら牛肉、

それぞれ固有にあるわけでございまして、こういう幅の中で変動する場合に行政が介入していくという事は、豚肉なり牛肉の実勢価格を著しく曲げるわけでございまして、適当でないわけでございまして。

そういうことで、変動係数、変動の幅を出すわけでございすけれども、その結果が五百八十八円という安定基準価格になったわけでございす。こういう安定基準価格水準そのものにつきましては、現在の需給状況等から判断いたしましては、そんなにおかしくない、むしろ適当な水準ではないかと思ひます。ちょうど生産調整などもやっておりますので、そういった点を考慮いたしましても適当な水準ではないかというように考えるわけでございす。

それから、安定価格を算定いたします場合に基礎となります農家の販売価格がございす、これにつきましては、実勢価格が安定上位価格を上回っている場合には安定上位価格に見合う農家販売価格に修正をしておりますが、同時に、安定基準価格を下回っている場合には安定基準価格まで引き上げて修正をしているわけでございまして、両方あるわけでございす。片方だけを、上だけを切るということではないわけでございまして、現に豚肉は昨年の秋以降安定基準価格を下回っておりまして、それは全部安定基準価格に修正をいたしました農家販売価格をとっているわけでございす。

次に、第三点の、豚肉、牛肉については実勢価格が非常に重要なのだという御指摘、そのとおりでございます。豚肉につきましては昨年の秋価格が低迷したわけでございす、民間の自主的な調整保管あるいは本年に入りまして畜産物価格安定法に基づく調整保管という、そういう市場隔離の実施、あるいは片や消費拡大事業、これは都市、農村を通じて実施しておりますけれども、そういう消費拡大事業というようなものによりまして実勢価格を上げていくべきだと考えるわけでございまして、そういう事業の実施の結果、こゝ一

週間ばかりを見えてまいりますと六百五円前後で価格が推移しております、かなり価格は回復してきたと言えるのではないかと思います。

輸入の動向につきましては、昨年からかなり輸入がふえたわけでございすけれども、国内価格が低迷をしたということに加えて、生産者団体からユーザであります加工メーカーの方に話もございまして、その結果輸入の自粛が行われているわけでございまして、昨年の十二月以降の輸入の動向を見てまいりますと、対前年比で六〇％台にいま落ちてきているわけでございす。そういうことで、輸入もいま非常に落ちついてきて、それらを総合いたしまして現在の価格水準に回復してきているのじゃないか、このように考えるわけでございす。

○村沢牧君 私の特長時間がだんだんなくなってまいりますから、私は畜産問題とちよつと趣を交えまして、この際畜産価格等について伺っておきますが、先日の質問で私は畜産価格を引き上げるべきだという質問をしを要請をしたわけであります、畜産審議会がいよいよあすから開催されるわけであります。そこで、政府はこの審議会に諮問する資料もまとめたというふうに思ふのですけれども、五十五年度基準価格、基準価格についてどういう考え方を持っていますか、簡単にいいです。

○政府委員(二瓶博君) 基準価格につきましては、五十五年年度に適用いたしますものにつきましては現在関係資料の収集、検討の最終段階に來ております。明日十時半から畜産価格安定部会を開催して御審議を煩わすわけでございす、それまでには諮問案を固めたい、かように考えております。

○村沢牧君 ここで追及してもその数字等はおっしゃらないと思うのですけれども、いづれにしても去年の実勢価格が低かった。こゝしの基準価格の決め方が低いとするならば、畜産の値段なんでものは二千百を割ってしまうのですよ。そうすれば、せつかく養蚕に歯どめがかかったなんて言っ

ているけれども、逆戻りしてしまう。だから、今日畜産を取り巻く情勢を見て、やはり養蚕意欲を持たせる形の基準価格を決定をする、その諮問をする、そのことを強く私は要請しておくのです。

そこで、大臣にお聞きをしますが、自民党に縦横対策特別委員会というのがあるのですけれども、この委員会が三月二十五日に絹業の振興に関する決議というのを行った。これを見ると、「五十五年年度に適用する基準価格等の安定価格水準は昭和五十四生糸年度の水準に据え置くこととし、絶対にその引上げを行わないこと」とあるいは「生糸一元輸入制度の在り方について、その撤廃を含め抜本的な検討を進めること」と、こういう決議をやられておるようです。こうした決議が大臣のところにも届いていると思うのですけれども、あなたは昨年この特別委員会の会長もやっておられて非常に関係の深い委員会ですが、どういふふうにお考えになつておるのですか。こういうことを参考にして基準価格も最終的に決めるのですか。

○国務大臣(武蔵野文君) 確かに昨年は私やっておりますが、こゝしは全く関係いたしておりませんので、こゝしそこでどういふ御議論があつてこういう決議になつたか、私は十分承知をいたしております。

○村沢牧君 承知をいたしておらないとすればいたし方ありませんが、私はこゝに決議書を持っておりますが、これらも参考にあなたも基準価格や畜産価格を決めになりますか。

○国務大臣(武蔵野文君) これを参考に決めておるという事は正式には御要望はございせん、私の方は先ほど農畜園芸局長が答弁申し上げましたような考え方で、法律に基づき、またいろいろの、いま、きょうも出てまいります資料などをデータにしながら、ひとつ私どもとしては適正だと思ふ価格を試算をいたしましてそれを明日の審議会にかけたい。そしてまた審議会の御意見なり、こちらの方も、自民党の縦横対策特別委員会

ではなくて、農林部会の方で小委員会をつくつておつてくれるようございすので、そういうところの意見もよく承りながら、最終的に適正な価格を決定をしたいと思います、こう考えております。

○村沢牧君 大臣、あなたの政党的ことであるが、一方では養蚕懇談会等があつて、畜産価格を上げなさいという皆さん方の与党の要求もある。一方ではこういう特別委員会でもって、上げてはいけないということがあるのです。まあ皆さん方の党でありますから私はいろいろのことを言いませんけれども、もう少し調整をしてやたらよさそうなのだと思うのですが、そのことは別問題として、しかし、農林大臣ですから毅然たる態度をもつて決めてもらいたいと思ひます。

それからもう一点お聞きをいたしますが、通産省に矢野事務次官という人がおるのですが、これが三月十四日、京都の経済界との懇談会で次のことを言つておるのです。「全国の絹織物産地がせめて二年間、生産を全面ストップさせる。そうすれば養蚕農家は生糸が売れなくなり全滅する。その上で国際相場は中国生糸などを使って生産を再開したらどうか」「生産ストップ中の休業補償は通産省で面倒をみてよい」と、こういう発言をしているのです。これも官僚として、政府部内の発言としては許しがたい問題だと思ふのです。大臣、これをどういふふうに感じますか。

○国務大臣(武蔵野文君) 新聞記事で私も実は承知をいたしておるだけで、本人からは聞いておりませんが、もし新聞記事にあるとおりの発言をしておつたならば、大変不穏当な発言であつてけしからぬことだと私は思ひます。そこで、実はきょう正式に私どもの方から通産省に對しまして嚴重に抗議をすることになっておるわけでございまして、真意もよくそのときに確かめさせてみたい、こう考えております。

○村沢牧君 この問題については、きょうは時間がありませんがこれ以上申し上げませんが、後日真意を確かめる。私は通産の事務次官にこゝへ

出席してもらってはつきりしますからね。大臣の方からも強ひつ、これは農林だけの問題ではないんだから。通産の問題だったって大変な問題ですよ。二年間生産をやめなさい、その休業補償は全部通産省が見るなんてとんでもない話です。これは政府の部内から出た問題ですから、はっきり大臣としても対処してください。

時間になりましたからやめますけれども、大臣、最後に要請しておきます。

畜産振興審議会というのは振興審議会なのである。あるいは畜系もそうだ。米価審議会とは違ふんだよね。だから、あくまで振興するための審議会をしてもらわなければ困る。特に大臣に要請しておきますけれども、私は不満なことは、この振興審議会に対して、大臣のあいさつにしても畜産局長の説明にしても、今日畜産物について一番大きな問題になっている輸入の問題、これについては一言も触れておられない。輸入を無視して畜産の需給動向や価格なんかを決めることはできないのです。こういう態度がいけないと思ふんだ。いろいろ審議会で議論をしても、審議会にはいろいろメンバーが入っているから、一体なぜこんなに需給が悪くなったということになれば、輸入の問題だったって率直に明らかにしなければいけないのですよ。そのことも踏まえて、大臣としては、最終決定する場合においては、農林大臣ですから、再生産が可能な数字をもって決定をしていく。ただ、特に与党にお願しておきますけれども、最終決定の中において政治加算を設けてちょこちよこことまかすようなことではなくて、やっぱりこの価格として決定する、そのことを、大臣の決意を聞いて私の質問を終わります。

○国務大臣(武蔵野文君) 先ほどから申し上げておりますように、法律で再生産を旨として書いてあるわけでございます。ただ生産条件、需給事情、その他経済事情とこう並列的に書いてあるわけでございまして、私もそれのやはり条件あるいは事情、こういうものも十分踏まえながら考えていかなきゃいけないわけでございまして、

法律にそういうことを書いてあるということは、やはり再生産を旨とするにはそれぞれのことを考えていかなきゃいけないと、こういうことであらうと私は判断をいたしておるわけでございまして、そういう法律に書いてある方針に基づきまして適正な価格を最終的には決定をしなければならぬと、こう考えております。

なお、輸入につきましては、極力国内の生産意欲を阻害することのないような形に、輸入についてできる限り制度、それぞれ仕組みがいろいろございましてむずかしいものもございましてけれども、その仕組みの中でもできるだけ抑えられたいというのを抑えていくような方向で努力をしてみたいと思っております。

〔委員長退席、理事片山正英君着席〕

○川村清一君 時間がございませんで、単刀直入にお伺いします。

私は原料乳の価格あるいは限度数量、この二点ぐらいにしようとお尋ねします。

先ほど審議会から説明を聞きました。そして、畜産局長が審議会で説明しておる説明資料をいまこの場で読ましていただきまして、もう腹が立つてしようがないわけです。実にけしからぬと思っております。一体、先ほどから大臣は「再生産を確保すること」を旨とし、そして経済事情その他云々言っておりますけれども、この説明資料にこう書いてあります。「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の趣旨に即し、主要加工原料乳地域における生乳の再生産を確保すること」を旨として、価格決定年度におけるこの地域の生乳の推定生産費を基礎として算定を行っております。この主要加工原料乳地域については、前年度と同様、北海道を採用することとしておりました。この「書道」である。そこで、北海道の酪農家がきょう決められたる価格三年据え置き、ほとんど三年据え置きのこの価格で生乳の再生産を確保することができぬのか、大臣はできるという確信を持って審議会に諮問されたのか、これをまずお聞きいたします。

○国務大臣(武蔵野文君) いろいろ事情はあるわけでございます。先ほどから申し上げますように、生産条件だけでなく需給関係を見なきゃならぬわけでございます。そういう意味において、今後の酪農を考えた場合にこういう形でやるということが結果的に将来とも酪農のためにいいと、こういう考え方に立つて私も諮問をしたわけでございします。

○川村清一君 再生産を確保することを旨とするということとはこれは第一ですわね。それに需給関係とか、そのときにおける経済状態というものを勘案してやると、これはまあ法律に書いてあることでありますから、それまで否定いたしません。そこで、再生産を旨とする、第一義として出しておる。私はことしだけのことを言っているわけではないんです。もうおとしからほとんど据え置きなんですから。そこで再生産を旨とした価格でもって北海道の酪農家が酪農を経営していった、それでどんなに借金があるのはどういうわけなんだと、年々減っていくという話はどういうわけことなんだらう。この私の手元にある資料は、これは北海道豊富町の役場で出した資料だ。これは役場で出した資料ですから私は間違いないと思うんですが、一戸平均の負債が五十二年度は千五百五十一万、五十三年度は千二百四十四万、五十四年度は千二百六十二万、どんだんふえていっている。これは豊富という町です。

それから、枝幸という町があるんですが、これも役場で出した資料です。これによると、五十四年度の一戸当たりの負債は二千六百万、五十三年度は二千二百九十七万、五十二年度は千九百九十三万、年々ふえていっている。これはどういふふうに説明されますか。御説明願います。

○説明員(井上喜一君) 先生いま北海道の豊富町、枝幸町の二つの町の実態をお話しになったわけでございますが、私も持っている資料は北海道平均のものでございます。酪農の単一経営の負債の状況でございますが、それによりまして、一戸当たりで申し上げますと、昭和五十二年、五十三年の実態でございます。平均の飼養頭数が五十二年は二十・七頭、五十三年は二十二・三頭になっております。それから、粗収入が五十二年は千五百五十四万円、五十三年が千七百五十一万七千円でございます。農業所得が五十二年が六百一十二万円、五十三年が六百三十四万二千円でございます。資産額は五十二年が三千七百七十四万一千円、五十三年が三千八百八十九万五千円でございます。これは対前年比で一二・五％伸びておるわけでございます。資産が非常にふえてきております。それから負債を見てまいりますと、五十二年の負債が千二百八十二万三千円でございます。そのうち負債の利子が五十八万一千円でございます。それから五十三年は千七百四十五万六千円でございます。この間四千五百万円ぐらいふえておるわけでございします。資産の方は大体七百万円ぐらいふえておる、こういうような状況に相なっております。五十二年度は千六百四十四万四千円でございます。それから五十三年度は千四百八十六万、大体千五百万円ぐらいでございます。こういう借入金がございまして、借入金の内訳を見ますと、財政資金が非常に大きなウェイトを占めておる。

こういう状況でございます。われわれ全体的に見ますと、北海道の酪農経営の経営状況というのはやはりよくなってきている、資産が非常にふえてきております。こういう状況でございます。まして、経営の状況といたしましては非常によくなつてきていると、こういうことが言えるのじゃないかと思つてございします。ただ、個別の経営なりあるいは市町村別には、こういった平均とは若干違つた傾向があるかと思つたが、全体としてはたまたま私が申し上げたようなことが言えると思ひます。

○川村清一君 余り時間をとって数字を並べられると、こっちは時間がなくなってくる。それであなたがいまおっしゃったことは後で資料であれし

それで、あなたの論理から言いますと負債はふえていっている、それに逆に資産の方はふえていっているのだ。資産がふえていっている。負債もふえていっているのだ、だから経営はよい方向に向いているのだという論理なんです。それはある一面においてはそういう論理は通ずると思えますが、現実の問題としてそれだけの負債があるわけだ。その負債は返していかなければならない。先ほど陳情者が申されたように、利子ばかりでなくても大変なんだ。そうすると、このいまの時点において生産されたその物によってお金が入ってくる、そのお金を、今度は資産をつくるために負債を負って、その負債の方に返していっている。それでそれがどうして再生産の方に付けられるかどうかということですよ。再生産ということを考えれば、負債に対応して、負債も返し、そして農民はあなた、かすみ食って生きているわけじゃないでしよう。農民だって普通の人と同じように生活せねばならぬ。子供さんもあるわけですよ。子供も学校へ上げねばならぬでしょう。高校から大学へ。そして人並みの水準の生活、当然しなければならぬでしょう。生活して、そしてその上生産費を償って、さらに負債も返していくという、そういう経営ができるのかどうか。もしそれが可能だとするならば、北海道の現実の問題として酪農家がどんどん減っていくということもないでしょう。減っていつているのもこれ事実だ。減っていつた方がいいとあなた方はそう思っているのかもしれない。これひとつ説明してください。

〔理事片山正英君退席、委員長着席〕
○説明員(井上喜一君) 北海道の酪農の概況につきまして、農家戸数が徐々に減少してきております。その結果、一戸当たりの飼養規模が非常に大きくなってきているわけでございます。経営の実際は、専業経営もありまじうし、あるいは複合経営——他作物と一緒にしました複合経営というのものもあるかと思えます。農家の形態、個々の状況によりまして、規模拡大に向かうものと

か、あるいはほかの方に転換をしていくもの、そういったものがあるかと思えます。結果といたしましては、徐々に農家戸数は減少をしてきておりまして、飼養規模はだんだんと大きくなってきている、こういう実態じゃないかと考えております。

○川村清一君 そこで、問題はいろいろあるんですがね。一番農家の方が酪農のいま現実の問題として頭が痛いのは負債対策なんだ。これ以上、借金をしよつたらどうにもならぬし、現実のいま持つておる借金を払うこともできない、もはや利子払いだけでも容易でない、やめざるを得ないというのが現実なんです。そこで、負債対策だ、まづ負債対策だ。あなたの話は、資産がふえていっているから、これは差し引きは大したこともないんだと、まあちよつと言ひ過ぎかもしれないけれども、そういう論理なんだ。現実のこの負債をどうして減らしていくかということに農家の方は頭を痛めているんだ。現にもうどうにもならなくなつて、離農するなままだいい、首をつって死んだ人もあるわけですよ。どうします、これ。

○説明員(井上喜一君) 私は、酪農経営の負債がかなり大きいということの事実として認めるわけでございますけれども、北海道の場合には、農業諸収入、また農業所得も大きいわけでございますし、資産額も徐々に増加をしてきているわけでございますので、一般的に言う場合には償還能力はないとは言えない、あるんじゃないかというのを申し上げたわけでございます。ただ、地域により、酪農家によりまして、そういうことが一律に言えないような場合もあるかと思えます。そういうことで、昭和五十四年、昨年は、酪農の合理化資金といたしまして……

○川村清一君 生産費の方にちよつと変わります

がね。生産費を出すについて、乳量を、搾乳牛一頭当たりの乳量、これをどういうふうに試算しました。

○説明員(井上喜一君) 私どもが出しております保証価格は、脂肪率三・二％換算のものによっております。したがって、統計情報部で出しております一頭当たりの実搾乳量に対して、それに〇・〇三二の〇・〇三六を乗じまして得られる数量でもちまして生産費を除しまして、それに百キログラム当たりですと百倍をしていこうという計算をいたしております。

○川村清一君 いや、私の聞いているのは一頭生産量ですよ。何キロとして試算したかということ聞いています。

○説明員(井上喜一君) 三・二％換算乳量六千十キログラムとして算定いたしております。

○川村清一君 もう一度言ってください。

○説明員(井上喜一君) 搾乳牛一頭当たりの三・二％換算乳量は六千十キログラムといたしております。

○川村清一君 六千キロなんていうのはこれはどこから出てきた数字ですか。
私、時間がないから私の方から申し上げますが、先ほど陳情者の方が申されておりました、北海道では酪農戸数が大体二万戸、正確に言う二万二千五百五十戸ぐらいある。これの平均乳量は一頭当たり五千四百六十キロという。で、三・二％換算というところにも問題がありますが、それを問題にしておると時間がかかるからあえて言いませんけれども、いま六千キロなんていうことになりますれば、これは一体どういうことなんでしょうか。六千キロ生産する農家なんていうものは一体何戸あるんですか。二万二千戸のうちの何戸の農家が一頭当たり六千キロなんていうものを生産しますか。どういう農家を対象にして調査して六千キロなんていうものを出したんですか。

○説明員(井上喜一君) 搾乳牛一頭当たりの実搾乳量を三・二％換算いたしました乳量が、六千十キログラムでございます。

○川村清一君 だから、その調査をした農家対象ですよ、それは何戸。二万二千戸あるんだ、北海道に。そのうち何戸調べてそういう数字が出てきたかということ聞いています。

○説明員(井上喜一君) 統計情報部の方で詳しく把握しているわけでございますが、私もいま手元にあります資料といたしましては、一頭当たりの実搾乳量は五千三百二十キログラムでございますが、これは三・六％の乳脂肪分のものでございまして、三・二％換算の乳量といたしますと六千十キログラムになると、こういうことを申し上げたわけでございます。

○川村清一君 ですから、そこに大きな問題があるということ。この数字が多くなれば多くなるほど、これ分母になるんですから、生産費は低くなるでしよう。いわゆる一キログラム当たりで出すわけですから、これが分母になるわけですね。生産量というものを。そうしたら、生産量が大きくなれば、そうすると生産費は低くなつてくるんですよ、そうでしょう。だから、時間がなくて、計算して詳しく議論している時間がないからやめるけれども、でたらめ過ぎますよ。そんな乳量を出している農家というものは二万二千戸のうち何戸あるかということですよ。何戸調べてそういう数字を出したかということ聞いています。いまの審議官の答弁では、私納得しませんよ。

そこで大臣にお尋ねしますが、今度は生産費の中に労賃が入るんですよ。ですから、われわれは常に、農産物はお米であろうと、畑作物であろうと、そして酪農の生産物であろうと、生産費と所得を補償すべきである。生産費、所得を補償することが再生産につながる道であるということ、これを議論して、あらゆるそういう農産物にこれを原則としてきちつと法律に書くべきだということを主張し続けてきているわけですね。そこで、生産費の所得——所得というのは労働賃金なんですよ。そこで、酪農家のその労賃の評価、それをどう評価するかということが重大な問

題になってくるわけですよ。先ほど村沢さんが言っておたように、もうあらゆる物価が上がっていつていけると。そうして政府もことは六・四％か——決して六・四％の枠内にどまるとは思いませんけれども、六・四％は堅持するというのをたがびたがび大平内閣総理大臣も言っておる。仮に六・四％となつても、当然六・四％の消費者物価の上昇というものはこの労賃にかかつてなければならぬ。それに、この農民だって労働者ですよ、労働者。工場で働いている労働者、官公庁で働いている労働者と同じで、生産費のほかにいわゆる労賃が所得となつて入ってくる。その所得によって生活しているんですよ。だとすれば、ことしの春闘で労働者が八％の賃上げ要求をしておる。それが八％でおさるかどうかわからぬけれども、まあ仮に八％としても、その労賃の上昇分というものはそれ相応に考えなければならぬでしょう。そういうことは一向考えておらない。いわゆる何ぼか加味しているというようになことをここに書いてあるけれども、もししているんだとするならば、それをどの程度やったか、ひとつお答えいただきたいんです。

○説明員(井上喜一君) 家族労働費を評価がえします場合の単価でございまして、飼育労働費につきましては、北海道の五人以上の製造業労働費をとつておりますが、対前年比で一〇六・一％でございまして、それから飼料作物費の方の家族労働費でございまして、これは農林雇用労働費でもって評価いたしておりますが、この単価は対前年比一一〇・四％となっております。

○川村清一君 それでは話を別にして、一体牛乳の需要量、原料乳、それから今度はそのほかの乳製品、飲料用なりに向けて、もう日本全体で幾ら牛乳の需要量があるわけですか。たとえば乳製品もこれは全部生乳に換算してどれだけの牛乳が必要なのか。

○説明員(井上喜一君) 国内の方でございまして、五十五年度の見通しで申し上げますと、全体

が六百四十五万五千トンでございまして。飲用の方は四百四十二万五千トン。それから特定乳製品、これは不足払いの対象になる乳製品でございまして、百九十三万トンでございまして。それからその他の乳製品でございまして、三十三万四千トン。で、乳製品、合計で二百二十六万四千トンです。それから農家の自家消費量が十三万一千トン。合計いたしますと六百五十二万二千トンでございまして。これが需要量でございまして。ただいま申しましたのは、昨五十四年度からの持ち越し量が六万五千トンでございまして……

○川村清一君 それはいいです。

○説明員(井上喜一君) それを差引きしますと六百四十五万五千トンと相なるといふことでございまして。

○川村清一君 六百五十二万二千トン必要だと、こういうことです。六百五十二万二千トン国内で必要なければ、それで、一体国内の生産量は幾らですか。これは総合して何と言つてくださいますか、生産量は。

○説明員(井上喜一君) 生産量の見通しでございまして、これも……

○川村清一君 去年のいいんだ。それを聞いています。

○説明員(井上喜一君) 五十四年度の、これはまだ実績が出ておりませんで見込みで申し上げますと、供給量は六百四十七万トンでございまして。ちなみに五十五年度の見通しを申し上げますと、幅でもって見通しておりますけれども、六百六十八万二千トンから六百八十八万一千トンぐらいの見込みでございまして。

○川村清一君 需要が六百五十二万二千トン。それで生産量が六百四十七、何とか多く見積もつて六百八十。大体これは需給関係バランスしているんですね、大体。

○説明員(井上喜一君) いや、ちょっとオーバーしているのです。

○川村清一君 六百五十二万二千トン必要だと。生産がやつぱり六百万トン台だ。大体バランスとれておる。どうしてそんなに余るんですか。余るから限度数量もこれは減らさねばならない。これは百九十三万トンであつたのを、今度は六万五千トン減らして百八十六万五千トンですか、に減らすと。どうしてこんなことをしなければならぬのか。需給のバランスが大体とれておる。それなのに余る。余る原因はどこにある。これは輸入品でしよう。

それで、輸入品の方を調べるといふと、これは乳製品全部、これを生乳に換算するといふと大体二百五十万トンという。二百五十万トン、これは輸入していることになる。そうすると、輸入品は乳価を抑え、そしてまた限度数量を抑える大きな要因であるといふことは、これは確実でしょう。

○説明員(井上喜一君) 輸入乳製品と国内で生産されますものとの競合の關係だと思つて、輸入されておりますのは、現在えさ用の脱脂粉乳でありますとか、あるいは学校給食用の脱脂粉乳でありますとか、あるいはナチュラルチーズなんか主なものでございまして。そのほか乳糖、カゼイン等もございまして、これらは国内で生産がないものとか、あるいは脱脂粉乳のように、特定の目的で非常に安い価格で入れないといけないというようなものが入っているわけでございます。国内で生産されます乳製品とは直に競合するといふようなものではないわけでございます。したがいまして、輸入品があるから国内生産を縮小しているというようなことはわれわれはしないものと考えております。

○川村清一君 輸入品が国内生産を抑制しているようなことではないかといふことは、何を根拠にしてあなたそんなことをおっしゃるんですか。輸入品を、これを全部生乳に換算すると二百五十八万トンあるんですよ。それでその中には、その他乳糖とかカゼインとかおっしゃいましたが、乳糖、カゼインが多いんだ。乳糖のこれを生乳換算が二十万トンもある。ココアの調製品なんというものが

二十万トンもある、これは生乳換算ですが。こういったようなものを出しておいて、そして輸入品が国内生産を抑制しないかといふのは、何を根拠にしておっしゃるんですか。それをはっきり説明してください。

○説明員(井上喜一君) 私が、輸入乳製品が国内乳製品と競合しないといふことを申し上げました趣旨は、輸入品についてはそれぞれ特別の用途があるわけでございます。繰り返しになりますけれども、脱脂粉乳などにつきましては、えさ用の脱脂粉乳でありますとか、あるいは学校給食用あるいは福祉用のものでございまして、安いものでなければそういう用途に使用されないわけでございます。こういったものは輸入品独自の分野でございまして。また、乳糖、カゼインなどについては国内生産がないものでございまして、チーズについては、国内生産はありますけれども、国内の生産能力だけでは十分対応し得ないものでございまして輸入がされているものでございまして。そういうことで、輸入品にはその独自の需要分野があるわけでございます。そういう輸入品に国内乳製品でもってとつてかわるといふことがなかなかできない現状である、そういうことを申し上げたわけでございます。

○川村清一君 そんなことでは承知できないですよ、時間がないからやめますけれども。

大臣、法律によつて指定団体があるわけですが、北海道の場合にはホクレンが指定団体になつておりますが、ホクレンの五十五年度の受託契約数量の見込みですが、見込みが大体二百九万トンあるんですよ。二百九万トン北海道で生産されるものとしますと、これがほとんど加工用に回つていくと。全国の加工用原料の八〇％は北海道が占めますから、したがって、北海道が六十万トンの限度数量の割り当てがなければ、全国で二百九万トン、北海道で六十万トンないといふ、北海道でいわれるホクレンのひとりのことし集荷するその見込みも、これもはるかにいわれる百八十六万五千トン——六万五千トン減つたんですけれども、百八

十六万五千トンなんということになって、この八割となれば百四十万トンぐらいですから、そうすると莫大な牛乳が余っちゃうんです。この余った牛乳をどうするかという問題が大変な問題に私はなると思っています。そうして借金も莫大に上ってしまつて、にっちもさっちもいけなくなつていゝ北海道の農民を、おまえ死ね、もうおまえらやめてしまえ、死ねと。死んでも借金は残るんですから困つたもんです。これどうしますか、大臣。この点をよく考えて、これはあなたの方では審議会に諮問した。それで審議会から答申が来る。答申が来ても決定するのは政府ですから、政府でしつかり、私は時間がなくてよく詳しくは言えませんでしたが、言つた私の気持ちはわかると思ひますから、大臣、しかと心の中において、そして政府の責任で保証乳価、それから限度数量を決めてください。

私の質問を終わります。

○國務大臣(武藤嘉文君) 先ほどお答えをいたしておりましたように、ちようどきよう審議会に諮問をいたしておるわけでございますし、自民党の方でもいろいろ小委員会をつつてやつておるわけでございまして、その辺の意見を十分踏まえながら、最終的に適正な価格並びに限度数量を決めさせていただきますと考へております。

○原田立君 現在、畜産をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがあることは十分御承知のとおりであります。生乳、豚肉の需給ギャップの拡大、凝乳製品、肉類の輸入増大、また一方では飼料値上げ、石油価格大幅上昇を背景に、資材の高騰等、畜産経営農家の経営は困難な局面に立たされているのは御承知のとおりであります。大臣は、わが畜産経営の安定と畜産物の安定供給の確保の上からどのように方策を考へておられるのか、基本的方針をお伺いしたい。

○國務大臣(武藤嘉文君) 畜産物の需要は、今後ともある程度私は堅調にいくんではないかと考へておるわけでございます。その増大をする需要に即応した畜産物の安定的な供給ができるだけ国内

で賄われることが望ましいわけでございまして、そういう観点で、今後ともそのためにはより畜産関係の体質が強化され、またその基盤が強化され、経営が安定を遂げますように、その合理化あるいは流通の改善あるいは価格の安定、いろいろと生産から流通消費に至るまでの諸般の施策を総合的に勘案しながら実行してまいりたいと。そして、それによつて畜産経営の安定と畜産物の安定的な供給の確保に努めてまいりたいと考へておるわけでございまして。

○原田立君 大臣は畜産経営の安定と畜産物の安定供給の確保、これはしつかりとやるという御答弁でありますから、まあそれは確認しておいて、いまも川村委員から質問がありました価格の抑制、引き下げの基調が農水省の考へ方に強い。今年度据え置かれると畜産物価格は三年連続の据え置きとなるわけであります。先ほど大臣は需給関係もあると、こうするしかなくなつたんだというふうな返事であつたんですけれども、どうもそれは納得がいかない。というのは、周囲の諸物価、生産資材が値上りしているわけなんです。それから、当然それらに見合つたものが上げられていくべきではないかと思う。それを需給関係という生産農家にとつては泣きどころみたいなところを言つて、それで三年連続据え置きするというのは本当に非常に酷な物の言ひ方ではないか、考へ方ではないかと、こう指摘するわけなんです、その点いかがですか。

○國務大臣(武藤嘉文君) 必ずしも需給関係だけを私は強調しておるつもりもないわけでございまして、畜産局長なりあるいは審議官の方から御説明を申し上げたかと思ひますけれども、試算の中には確かにそういう上がつておるものは上がつておるものなりに評価をして試算をいたしておりますし、また正直マイナス面になる、たとえば子牛の価格の問題とか、いわゆる上げる面からいけばマイナスになるものもあるわけでございまして、そういうものをいろいろ試算をした結果、こういう姿になつたと、こういうことでは詰問を

いたしておるわけでございしますので、その点は御理解をいただきたいと思つてございまして。

○原田立君 その話の中にいまありました、コストの試算に対して、上げ要因として主に飼料の高騰を初めとする農産物生産資材、これがあるわけでありまして、農水省は下げ要因として、規模拡大からくるコストの低減傾向を主張しているわけでありまして、大臣はこの上げ要因と下げ要因に對してどのようなものを考へ、またどう評価しておられるか。

○説明員(井上喜一君) 乳価の算定に当たりましては、価格の決定時に得られます最新のデータに基づくと、こういう考へのもとに、十一月、一月の賃金物価水準を織り込むことを原則にしております。昭和五十五年度の保証価格の算定に当たりまして、こういう原則を踏襲することにいたしましたわけでございまして、最近においてはいたしたわけでございまして、で、最近においては配合飼料価格の上昇あるいは電力料金等の引き上げなどのコストの引き上げ要因がございすけれども、副産物収入であります子牛の価格が非常に高い水準である、こういうようなものがコストの引き下げ要因であるわけでございまして、今回の算定におきましてもこういうものを織り込んで算定しているところでございまして。

○原田立君 畜産物価格、特に豚肉、加工原料乳について何か農水省の中で価格を引き下げるとの動きがあるやに聞いておるんですが、まさかそんなことはないと思ひますが、いかがですか。

○説明員(井上喜一君) 乳価決定について基本的にはどう考へているのかというお尋ねかと思ひますが、乳価につきましては、先ほど御説明いたしましたように、不足払い法の規定に基づきまして算定いたしました試算値を、現在畜産振興審議会畜産部会の方に提出しているわけでございまして、その試算値は八十八円八十七銭でございます。前年度の試算値を六十七銭上回っております。前年度試算値は八十八円二十銭でございまして。○原田立君 そうすると、六十銭値上げしたから、じゃ値下げなんて、そういうふうな動きはな

いということを確認していいですね。○説明員(井上喜一君) 制度の趣旨に基づきまして適正に保証価格を算定したつもりでございします。

○原田立君 まあ算定したかどうか知らぬけれども、値下げするような動きがあると聞いたんだから、だからそんなことはないでしようねと、こつ言つてゐるんです。それに対して安定的なものを計算しましたんだと言ふんじや答弁になっていないんですよ、すれ違ひになつてゐるんです。大臣、どうですか。

○國務大臣(武藤嘉文君) いま審議官が申し上げておるようなことでございまして、私ども、その値下げの動きが私どもの中にあるとは承知いたしております。

○原田立君 じゃ、そういうことはないということとを理解いたします。

それから、豚肉の卸売価格の推移を見ると、昨年八月、大阪で五百四十円、東京で九月で五百五十二円と安定基準価格を割り、以降現在まで依然下回つてゐる実情であります。最近になり、市況はようやく五百九十四円に上つて推移しておりますが、豚価が安定基準価格に回復する時期をどう見ているか、見通しをお伺いしたい。

○説明員(井上喜一君) 豚価につきましては、昨年の秋低迷をいたしまして、その際にとりまして措置をいたしましては、自主調整保管、あわせて消費の拡大ということであつたわけでございまして、そういった措置が徐々に効果をあらわしてきております。また、大体それと同じ時期でございまして、生産者団体の方で生産調整をしようじゃないかという動きが盛りに上つてまいりまして、中央には養豚経営安定推進会議、まあ県の方にも大体同じような組織が出てまいりまして、自主的にある程度繁殖雌豚の淘汰が進んだわけでございまして。そういうことも側面的に効果がございまして、最近の豚価は六百五十四円前後に推移をしてゐるわけでございまして。豚肉の需要期は五月以降ぐらゐになるわけでござい

ましてなかなか国内のものではそれに対して応じ切れない、こういったことがございまして輸入があるわけでございます。しかし、昨年かなりの輸入が行われました結果、生産者団体の方から、加工団体とか輸入業者に対して輸入の自粛要請

があつたわけでございますが、ユーザーの方がそれを受けて現在極力輸入の自粛を行っているところでございます。その結果、最近におきまして輸入量は対前年比で六割ぐらゐに、六〇％台に落ちてきております。相当にそういった自主的な措置が輸入の減少につながっているというふうに考へるわけでございます。

○原田立君 乳製品の生乳換算によりますと、五十一年で百八十九万トン、五十二年で二百四十万トン、五十三年で二百二十五万トン。この五十三年の二百二十五万トンで国内生産量の三六・八％に相当する。しかるに、五十四年には二百四十七万トンとまたぐつてふえておるんですね。私の調べた資料によるとそうおつておるんですが、先ほど審議官は、乳製品の輸入はそんなに価格に余り関係しないというような意味の答弁をちやつとしておつたけれども、実際はわが国の畜産農家の経営の安定と発展を図るための最も重要な課題は、価格政策とともに畜産物の輸入抑制、これにあると思うんです。先ほどの見解もあわせて、またいま私が質問したこの数字のなんだん増加していくこれらのこと等を勘案して御答弁いただきたい。

○説明員(井上喜一君) 乳製品の輸入でございますが、国内畜産の保護育成を図ることから、御案内のとおり、主要な乳製品は非自由化品目となつておるわけでございます。バターなどは非自由化品目でございますが、これらは畜産振興事業団の一元輸入の品目となつておるわけでございます。現在畜産振興事業団は、生乳、乳製品の現下の需給状況にかんがみまして、輸入は停止をしておるわけでございます。したがいまして、現在輸入されている乳製品を申し上げますと、飼料用でありますとか学校給食用などの特殊用途向けのものでございます。これは輸入割当で入つてきております。安い価格でないと使用できないという、そういうものでございます。それと、それからナチュラルチーズでありますとか、乳糖、カゼインなど、国産だけでは十分に対応できないもの、あるいは国内で生産をしていないようなもの

のでございます。

そういうものでございまして、輸入されている乳製品で見ますと、脱脂粉乳とナチュラルチーズが非常に多いわけでございまして、この両者を合せて大体七五％ぐらゐを占めておるわけでございまして、現在輸入されておる乳製品はそういうようなものでございまして、なかなか国内品をもつては代替できないような状況でございます。

ただ、われわれといたしましては、生乳の需給状況が非常に厳しい状況でございますので、たとえば飼料用脱脂粉乳といたしまして国内のものを使つていただく、あるいは学校給食用等にも使つていただくというようなことを要請しております。これらについては、昨年の秋からいままで一万八千六百六十トンばかりそうした方に使つていただくようになつたわけでございます。また、ココア調製品なり調製油脂等についても、なるべく国産品の脱脂粉乳なりバターなりを使つていただくように関係方面に要請をしたり、行政指導をしたりしてゐるわけでございます。

○原田立君 擬製乳製品輸入問題については、乳製品が五〇％以上のものは自由化品目から除外するようすべきだと思つておるんですが、その点についての御考えはいかがですか。

○説明員(井上喜一君) 現在、輸入自由化をしておりますココア調製品とかあるいは調製油脂等については、これを非自由化品目にするということとは非常に困難なことかと考えます。したがいまして、ココア調製品については、チョコレート業界に對しまして一定の数量でもって輸入を自粛するように要請しているところでございまして、また調製油脂等については、極力国産品を使用していただくようお願いをしてゐる、そういった現況でございます。

○原田立君 去る二十二日の予算委員会、わが党の相沢委員がこの問題を取り上げて質問したのでありますが、そのときに大伏畜産局長は、これらの製品の使用については業界の自主規制を指導

していると、こういうふうに答弁があつたのでありますけれども、それは具体的にどういうことですか。

○説明員(井上喜一君) 自主規制を要請しておりますのはココア調製品でございます。四十七年の輸入量は一万七千五百三十五トンでございます。これを守るように指導をしてゐるわけでございます。

○原田立君 最近の配合飼料価格は、昨年七月から十二月でトントン当たり平均七千五百円、ことし一月から六月で九千円の値上げが実施されているわけですが、原油高騰、穀物原料価格の不安などから配合飼料価格のますますの値上がりをお配するが、その見直しはどういうふうに立てておられるか。

また、配合飼料の価格決定は半年に一度行われていると聞いておりますが、特に七月以降の値上がり等はどうか。その点をお伺いしたいと思つておる。

○説明員(井上喜一君) 配合飼料価格について今後の確に見通しをするということとは非常にむずかしいでございます。配合飼料価格は、田相場の動向でありますとか、あるいは原料になります飼料穀物価格の動向、あるいはフレート等、そういったものの要素が絡んでくるわけでございまして、なかなか的確にこうであるというのはいふまいかと思つておる。ただ、いままでの推移を見ておりますと、大体いまぐらゐの水準で推移していくのではないかと、そういう見通しに立っているわけでございます。

配合飼料価格につきましては、これは業界の自由取引でございますので、われわれから直接指示するわけじゃございませんが、ただ、畜産物価格なりあるいは畜産経営に大きな影響があるということで、われわれその価格をフォローいたします。値上げをするとき、あるいは値下げをするときには行政指導をしているところでございまして、従来、三カ月ごとにこの配合飼料価格というのが決まっていたわけでございますが、なるべく

長期に安定する方が望ましいと、こういうような観点から、最近では、六カ月単位に価格が実際には決まってくるような状況になつてゐるわけでございます。むしろ、その間に原料価格等の変動がありますと、配合飼料価格の値上げがあつたりあるいは値下がりがあつたりするわけでございまして、原則的にはそういう考え方をとつてゐるわけでございます。

七月時点以降のことにつきましては、その時点になりましてそのときの情勢に応じまして的確に指導をしてまいりたいと思つておる。

○原田立君 異常基金についてお伺いするわけですが、五十四年七月以前には六百七十億円の財源のあつたのが、今年六月末には百億以下になるというふうな状態でありまして、その異常基金を造成強化する考えはあるのかどうか。

また、同基金の造成は政府と民間の半々支出であり、民間内部の支出能力を考へて設定することでありまして、強力な国庫助成を実施すべきだと思つておるが、具体的な御答弁をいただきたい。

○説明員(井上喜一君) 異常補てんの積み立てにつきましては、当面の目標といたしまして昭和五十七年度に千二百億円を積み立てる計画でございまして、毎年度その目標に達するように計画的に積み立てておるわけでございまして、昭和五十五年予算では国の方が四十五億円を補助いたします。民間の方はそれに見合う分を負担するわけでございまして、計画的に千二百億円に達するように毎年積み立ててまいりたい、かように考えてゐるわけでございます。

○原田立君 最後に、北海道農業協同組合中央会から、「特別乳製品工場建設基本構想」というもので陳情を受けたのでありますけれども、先ほどからいろいろと話も出てゐる、いわゆるナチュラルチーズ等、輸入乳製品に代替し得る乳製品に、その生産目標を超える乳量を加工する以外に道はないものと思つておるんですが、このことは、酪農生産の安定を維持するためには必要欠くべから

ざるものであり、この趣旨に基づき乳製品工場を特別に新設し、今後の酪農政策上に位置づけをすべきと考えますが、大臣の見解はいかがですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) まだ私も最終的には意見が固まっていなくてございますけれども、問題は、いま御指摘のように、大蔵省の北海道の酪農の安定に役立つという意味合いにおいては評価すべきかと思いますが、一体国際的な価格と比べてどんな形でコスト的に上るのか、あるいは安定的に必ずそこへ原料乳を持ってくるにたつては、いろいろまだまだ詰めていなければならぬ問題が事務的にあるようにございまして、私もその話は聞いておりますけれども、正直いまして、この事務的にまだ固まっていなくて、このが実情でございます。

○原田立君 話は聞いていますけれども、実情は固まっていなくて、この問題についてはどうしてもつくづくこれというのが現地の要望であります。で、政府がそれを認可するかどうかは政府の側の問題でありますけれども、では、こういう要請に対して検討を加える、こういうことの返事はいただけますか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま事務的に実は勉強さしていただいている段階でございますので、それじゃ進むのか、なかなかむずかしいのが、そういう判断はまだ事務的にいたしかねて、いま現実の時点であらうと私は思っております。

○原田立君 事務的には検討していただいても、公式の場ではどうの言うわけにはいかないというふうな返事のようにありますけれども、北海道農業協同組合中央会の緊急要請書というのが私の手元に来ているわけですが、もちろん大臣のところにも行っているのだと思います。どうかひとつこの問題は十分前向きな姿勢で取り上げるといふ方向で進んでもらいたいと強く要望しておきます。

この中に三項目にわたって言われておりますけれども、事務的段階というのであれば、いまこ

でそれを申し上げるのめいかかと思ひますので、それは申し上げません。十分検討をいただきたいと、それだけをお願いしておきます。

豚肉の農家販売価格、卸売価格が低迷している中で、小売りである末端価格は少しも下がっていないというのが現状であります。スーパーなどの小売価格から卸売価格を逆算すると、六百六十円に達するものもあると言われ、小売段階の粗利益率は四〇%ないし五〇%にふくらんでいるという実態であります。これは消費量を減退させる原因の一つであると思ひますが、どう認識なさいますか。

○説明員(井上喜一君) 小売価格につきまして、それが消費の拡大にどういふような影響を持つのかという御趣旨の質問だと思ひますが、私どももいたしましては、豚肉の卸売価格が低迷をいたしますと、先ほど来御答弁申し上げておりますように、調整保管等の措置はとるわけでございまして、何といたしても消費を拡大していくというののもまた一つの大きな柱かと思ひます。豚肉の卸売価格と小売価格の連動の問題でございまして、これも、小売価格の方は、そう毎日毎日価格を変えられないというふうな状況がございまして、その連動については、直ちに卸売価格の変動が小売価格に連動するという状況にはなっていないわけでございますが、しかしながら、最近の状況を見てまいりますと、小売価格は対前年比で申しますと、大体九二%から九三%、二月はちょっと上がっておりますが、九五%ぐらいになってきていますのでございまして、そういうふうなふうでございまして、徐々に卸売価格に連動した小売価格が形成されてきているものと思ひわけでございまして、われわれといたしましては、なるべく早急にそういった連動が行われますように、業界、都道府県を通じてまして強力に指導をしているところでございます。

○下田京子君 大臣、私は酪農家の経営問題についてしほつてお尋ねしたいんですが、けさほどの委員会が始まる直前に加工原料乳の保証価格の資料等をいただいたわけですが、私は本当にもう驚きました。一キロ当たりも八十八円八十七銭というのが三年連続据え置きということ。一体これと日本の酪農経営は大丈夫なのか、それが率直な感想です。

いただいた資料をさつそくいろいろ計算してみました。問題点は、労働のその評価の問題です。飼育労働費、これは北海道の五人以上の製造業者を中心にとつておりますけれども、この問題については、かねてより関係団体からも御要請がありました。私たちも、せめても全国の五人以上の製造労働平均を考へるべきじゃないかと主張してききました。これでもつていま計算をしてみました。わかつたことなんですけれども、飼育労働費一時、政府の資料では九百三十五円四十三銭で、飼料労働費、これが八百二十四円二十五銭です。同じ労働であつてこういう差をつけることも一つは問題です。さらに、北海道の、言つてみれば製造業の労働賃金は安いと。そこにも問題はありますけれども、全国平均をなせとれないか。この全国平均でもつて計算しますと、農協要求になります。一時間当たり千五百六十六円一銭ということになるわけなんです。そうしますと、飼育労働費で実には二百二十一円十八銭減、それから飼料の作物労働費の方で三百三十二円三十六銭の減と、こういうふうになります。これを農協要求に切りかえまして計算しますと、一キログラム当たりで八円六十三銭、本来アップする計算になります。私は、他の委員からも御指摘ございまして、たけれども、こういう実情を考へる中で、いろいろ先ほどから大臣も経済情勢とか供給問題とか、いろいろ挙げられておりますけれども、まず再生産というか、農業の経営が成り立たないところはどうしてこういう問題そのものの見直し、解決の保証があるかと、この点についてのお考えを私も聞きたいと思ひます。

○説明員(井上喜一君) 生産費についての考へ方でございますが、さきに御答弁申し上げたことと重複いたしますけれども、お答え申し上げます。

○下田京子君 適正であるかどうかという点で、お米の算定の仕方と、それから他の畑作物の算定の仕方とばらばらなんですよ。とにかく農業経営にまつて基本的な労働力をどう評価するかというの、これは統一して考へていかなきゃならぬ問題です。経営の安定という点からして、ともいふ政府の考へについては受け入れられない。同時に、これからの経営をどうやっていくかという点で、先ほども審議官からも御説明ありましたけれども、ちょっと大臣、以下私はこれは大臣に御答弁いただきたいのでお聞きいただきたいわけですが、いろいろなと経営状況を見ると、

保証価格につきましては、主要な加工原料乳地帯の再生産を保証する価格でございます。現在、主要な加工原料乳の生産地域は北海道ということになっておりまして、北海道の生産費を基礎に算定をいたしておるわけでございまして、そのうち、家族労働の飼育労働費関係については、北海道の五人以上の製造業の賃金でもつて評価をしております。これは地域が北海道でございまして、製造業賃金の方も北海道の地域のものをとつたという考へ方でございます。

それから、飼育労働費と飼料作物賃金の家族労働の評価の違いでございますが、これも飼育労働につきましては周年拘束される労働でございますし、高度の熟練した技術を要すると、こういうことで製造業労働に置きかえては、他は耕種農業とそう変わりはないわけでございまして、これについては農村労働で評価がえをしては、これにいたしまして、農家賃金の評価がえをいたしまして、その地域における六次産業、製造業でありますとか建設業あるいは通信関係のそういうところの平均賃金でもつて評価をしては、このようにございまして、その地域の人が通常勤められるようなところの賃金でもつて評価をしては、適正なものでないのだから、この方法としては適正なものではないのだから、こういうふういかに考へては、

○下田京子君 適正であるかどうかという点で、お米の算定の仕方と、それから他の畑作物の算定の仕方とばらばらなんですよ。とにかく農業経営にまつて基本的な労働力をどう評価するかというの、これは統一して考へていかなきゃならぬ問題です。経営の安定という点からして、ともいふ政府の考へについては受け入れられない。同時に、これからの経営をどうやっていくかという点で、先ほども審議官からも御説明ありましたけれども、ちょっと大臣、以下私はこれは大臣に御答弁いただきたいのでお聞きいただきたいわけですが、いろいろなと経営状況を見ると、

確かに負債は年々ふえている。負債はふえているけれども、資産もふえているんじゃないか、こういう御説明をさっきされました。全国の平均でもこうだということ、実際に五十二年と五十三年を比べると四百六十三万三千円ほど負債はふえている、しかし、資産は七百万くらいふえているんだから、これはもうやっていると、こういってお話をしていたわけですね。私は決してそうではないと、実際はそんな単純なものじゃなくて、机上計算どおりにしていない。先ほど他の委員からお話があったけれども、北海道の豊富町の例ですが、この経営状況の中で具体的な五十四年度の状況を見ますと、農協の取引戸数が二百五十四戸、うち黒字経営になった、それが七十八戸で三〇%、赤字になったのが百七十八戸で七〇%、しかも、赤字額は年々ふえていますけれども、五十四年度一戸平均が百五十七万八千円、そして二百一十以上の赤字農家がうち五十六戸もあるという状態なんです。しかも、五十五年度の営農計画を見せただけなんです。その結果によりますと、実に取引戸数二百五十四戸のうちで、もう五十五年度以降は取引停止と言われた農家が十六ございいます。その負債額が七億五千万円になる、深刻な事態なんです。しかも、残りの二百三十八戸につきましても、黒字経営はわずかに三十八戸、しかもその黒字平均額は十七万四千円、そして収支ゼロ七十戸、計画立たずが残り百三十戸なんです。

さっき審議官が負債がふえているということをお認めだしたと思えますね。これはホクレンの調査でもそういう傾向が出ています。私は数字はもう細かく言う時間がないから挙げませんけれども、その中で、たとえば五十二年、五十三年、五十四年と、支払い利息と償還元金でもって一年間でどれくらい払っていかねばならないか、その数字を挙げてみます。実に五十二年で百九十五万八千円、五十三年で二百五十八万二千円、五十四年度で二百八十四万、ちょうどその程度だと思ふんですが、若千五十四年度の数字は狂

っているかもしれないんですが、そういう形で支払い利息と償還元金が一年間だけでそれだけ払っていかねばいけない。収入のないところでどうやって払えるんですか。大臣、こういう経営状況の中で、どういふ形でもって負債の整理あるいは経営の安定という道をお示しいただけるんですか。農家の皆さん方は、せめてもまあ償還金の繰り延べであるとか、いろんな負債整理に対する対応と言つて皆さん方に期待をしているわけなんです。これは大臣に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 細かいことまで私は承知いたしておりますが、いまの話、先ほど来の話を審議官と各先生との間の話を聞いておりますと、これは計算の仕方がいろいろあるんじゃないかなという感じがしておるわけでありまして、いわゆる資産の見方というものをどう見るかというようなところでも、結果的に赤字なのか、黒字なのかという問題になってくるわけでありまして、そういう見方もあるだろうと。

それからもう一つは、確かに負債が多くなれば支払い利息がふえてくるのは当然でありますから、その辺は、いわゆる資産というものが、長期的に、資産ではあるけれども、それが償却できるのどのくらいかという時間がかかるかという問題も私はあるんじゃないかと。いろいろ農協経営をやつていくにはそういうことをより検討していかねばならないことは当然だと思ひますが、私どもとしては、いづれにしてもこの酪農経営の中で本当にお困りになつて、なかなか借入れたお金を返し得ないという方については、償還資金、その返済期限の延長ということについては十分配慮をしなければならぬということも考へております。

○下田東子君 大臣、せめても個々の経営農家にとつての繰り延べ措置などは考へなければならぬというお話ですが、数字的にはじいた類じゃないんですかね。資産があつても、収入がないところ返済できない、次の経営の見通しは立たない、これは当然なんです。こういう状況をよく踏まえていただきたいということを申し上げます。

同時に、次の問題に移らせていただきますが、先ほどからこれも議論になっております輸入のことなんです。審議官は、乳製品の輸入についてはこれは決して国内産と競合しない。そしていろいろと脱脂粉乳や学校給食用等の問題については割り当て制度もあるから、こういうお話です。一方で自由化されていることについても、皆々メーカーに指導もしている、こんなお話でした。私はこの御認識は間違つていないと思ひます。いいますか、なぜかといふと、たとえばココア調製品など、言つてみれば脱脂乳製品という問題について私は昨年も問題にしてみました。関係生産者の皆さんあるいは業者の方々も非常にこの問題は問題にしております。

そこでお尋ねしたいわけなんですけれども、このココア調製品など、実に五十四年度で三十二万トンという形でもって輸入している。これは対前年比で見ますと約六割増になつていふと思ひます。だから、ふえていふのでなく、むしろふえていふわけなんです。こういう中で、一つは、ココアを一〇%含んでいるもの、それをココア調製品と、こうみなしているというわけなんですけれども、私たちが聞くとこによれば、一%あるいは五%のココアが入つていて、それでもいふゆるココア調製品というかつこうでみなされている、こういうことが指摘されているんですが、これは問題だと思ひます。実際はどうでしょう。

○説明員(井上喜一君) 大蔵省の関税局の方で回答するのが適当かと思ひますが、現在の通関基準はココア調製品一〇%以上でございまして、私どももいたしましては、いま御指摘のようなものは入つていないものと考へております。

○下田東子君 御存じだと思ひますが、中央酪農会議が研究機関に委託をしまして調査したというんです。そうしましたら、一〇%以下のものが入つていふということがはつきりしたわけなんです。農林水産省は聞き取り調査をやつて、大蔵に聞いて問題がなかったと、こうおっしゃつてい

るわけなんですけれども、どうです、直接的に一つは農林水産省が抜き取り調査をするとかいうことをおやりになるおつもりはありますか。

○説明員(井上喜一君) ココア調製品が入つてきます場合にチェックをするのは大蔵省の税関でございますので、税関で厳重にチェックをしていただく、させるというのは当然でございます。農林水産省については、そういうところまで設置法のたてまえ上権限がございませんので、大蔵省に要求いたしまして、大蔵省で厳重にチェックをしていただくというのが一番適当かと思ひます。

○下田東子君 それじゃもうどう入つてきちゃうんじゃないですか。国際的な基準ではとにかくその一〇%なんというところは関係なく、一%だつて五%だつて、ココア調製品だといつて扱つていふわけでしょう。国内ではただ便宜上、うちは一〇%以上を超えればそれはもうだめだといふことで、一応そこに基準を設けていふわけですね。ですから、一〇%以下のものが入つてきていふことは実際に明らかになつていふわけなんです。そういう中で、いわゆる乳製品の輸入問題については何ら問題がないという御認識は私は誤りだと思ひます。こういう点で、大臣どうでしょう。

一つは大蔵ともよく協議をするということですが、一方では、国際的に見てその基準が全く日本の基準と違つていふわけですから、低いココア含有量でもどんどん調製品として入つちゃうわけですね。そういう点でしっかりと協議もし、また場合によつては、メーカーからたたくというのじゃないと、本場にメーカー側との話し合いの中でそういうことをなくしていくような指導をするために、輸入全体の計画と、それから四半期ごとのそういう輸入実績を公開する、そしてその実績に基づいてオーバーしていかねば具体的に指導をするとか、こういう措置がとられたいものでしょうか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま審議官がお答えをいたしておりますように、これは所管の問題は行政組織法で大蔵になつておるわけでありまして、

残念ながら私どもの方で、直接入閣の場合に、国に入ってくる場合にチェックはできないと私は思っています。しかしながら、問題はいろいろお話のように、ココア調製品というのはいろいろ成分のあり方が国によって違ふわけでありまして、そこで日本は一〇％以下になればそれはだめであると、こういうふうな基準を設けて、大蔵省とも十分それは協議の上でそういうことになっているわけでございますから、いま御指摘がありましたら、私は、そういうものは、一〇％以下のものはだから入っていないんだと、こう信じておるわけでございます。また私どもとしては、将来の問題として、は一体その一〇％でいいのかどうか議論をしておるわけでございます。極力私どもは私どもの範囲で、そういうせつかくお互いに決めた決壊を破って入ってくるようなことのないようににはぜひありたいと思っておるわけでございます。しかし、当面直接入ってくるところでチェックできるのは大蔵省のお仕事でございますから、私どもの方として、より強く大蔵省の方にその辺はしっかりしてもらふようにお願いをしたいと思っております。

○下田京子君 昨年、局長は、もう一〇％が基準ですから、それ以下で入ってきたら国際紛争ものだと、私に答弁した。ところが実際には、大臣が信じる信じないはそれはもう御勝手ですけれども、実際にこの中央酪農会議の皆さんが委託して調査したら、一〇％以下でも入っているんです。また、国際的な基準から言って、入ってくるものはどうなんだと言って、きちっと押えられるかという点では、大蔵だからうちは関係ございせん、権限は及びませんというかつこうになつちやつたのでは、いままで言ってきたようなお答えというのは問題じゃないかということです。つまり、輸入問題について何ら問題ございせんという御認識は私は変えていただきたい。

もう時間がないからもう一点申しますけれども、これも同じ中央酪農会議で調べましたら、チーズの問題ですけれども、表示はナチュラル、

中身はプロセス、こういうお話なんです。まあナチュラルとプロセスについては技法上微妙なところがあるから私は議論しません。しませんが、これもさっきから御答弁あるような、もう輸入については問題ないみたいな御認識は間違いである。それからさらにもう一つ指摘しますけれども、いわゆる非自由化品目である、割り当てられております脱粉とか、学校給食用とか、そのほかえさとか、こういう問題についても、関係者の皆さん。できるだけ国内の方に置きかえていく、あるいはそれについての価格のあり方なんかも研究していくという方向も含めて考えられないかという御要望があるじゃないですか。私はこれは問題の指摘にしておきます。

次に移りたいと思うんですけれども、同時にその消費拡大の問題です。この消費拡大のことについては、昨年やはり私質問しまして、前向きに検討するという御答弁をいただいたわけなんです。そして昨年の七月に、生乳需給調整策というもので当初三十三億の予算、これは畜産事業団の助成を通じてやるという形でのものが出ていったわけなんです。私はその中で一つお聞きしたいことなんですけれども、飲用牛乳の消費拡大事業の中で幾つかの事業をやられておりますね。その一つである幼稚園の牛乳の問題なんですけれども、これはすでに実施されて大変喜ばれております。

一つ、大臣にお願いしたいことがあるのは、幼稚園牛乳もさることながら、保育所の方は、厚生省との関係や保育料の措置基準の問題やらいろいろめんどうくさいのは知っています。知っているんですけれども、学校に上がる前の子供という点では何ら差がないわけなんです。就学前の子供のいわゆる体位の問題、栄養の問題、同時に嗜好の問題、消費の問題という点から総合的に考えて、私はこれは研究する余地あり、重要だところと思うわけなんです。

そこで、五十三年度に生まれたお子さんがどのくらいいるかということ調べてみましたら、百七十七万八千六百四十三人のお子さんがあるんです

よ。こういうことで、いわゆる就学前の子供たちへの消費拡大ということをひとつ積極的に考えていただきたいということなんです。これは大臣、一言で結構です、御答弁ください。

○国務大臣(武蔵野文君) 結局これをやることと、国の方で大変莫大な財政負担をしなきゃならないことになるわけでありまして、そういう点、これは所管は厚生省でありますので、厚生省が考えていただくことでございますが、私どもとしては保育所で牛乳が使われるということについては、それは好ましいことでありまして、決してそれをいけなしいと言わなければならないけれども、仕組みとして、幼稚園と保育所と多少その辺に仕組みが違ふものでございまして、その辺のところはよく厚生省の方と話をしてみないと、これはなかなかお話しがここでございまして、わけにはいかないのではないかと、こう思うわけでございます。

○下田京子君 せめてもお話はして研究していただきたい、こう思うんです。昨年、政務次官には、宿題といたしますというお答えをいただいたんですけれども、ぜひ検討いただきたい。それから、続いてなんですが、妊産婦牛乳と老人牛乳なんです。これは聞きますと、いま大蔵とお話し中なんだということなんです。ぜひ継続いただきたいという御要望が非常に強いんですね。

東京都の実績だけちょっとお話ししますと、これは昨年十二月一か月だけの実績なんです。東京都内で一万四千六百三十三人の方がこれを制度として活用されたそうです。一か月間だけでその本数は実に四十五万五千五百本になっております。これは実に二の月二十九日で申し込み締め切りというふうな形にはなっているわけなんですけれども、ひとつ継続してやっていただきたいという、そのことについての御覚悟といたしますが、御決意はいかがでしょうか、簡単に。

○説明員(井上喜一君) ただいまの事業は飲用牛乳消費拡大特別事業として実施しているわけでは

ございますが、これは御案内のとおり、五十四年度単年度限りの事業として実施したところでございます。五十五年度にこれを継続して実施するかどうかにつきましては、やはり生乳の需給事情とかあるいは生産調整等、それらを御案して今後検討してまいりたいと思っております。

○下田京子君 大臣、御答弁下さい。

いまの需給の動向や何かを、生産調整なんかを見て考えていくということなんですけれども、生産調整のことはもう議論する必要ないわけですよ、農家がみずから生産調整で苦労されているわけですから、そのためにいま言った事業費のうちの一部も充てられているわけですから、消費拡大というのは非常に大事な問題ですよ。しかも、こういう妊産婦の問題なんことにすると宅配とながらるわけですね。ですから、消費者もいいし、それから取り扱っている牛乳販売店もいいわけですね。それから生産者もいいわけですね。しかも定着していくわけですね、かなり。そういう点から見て、私はこれは前向き検討ということの御答弁をいただきたいと思っております。

あわせて、もう時間なので一つだけ御答弁を一緒にいただきたいのですけれども、その中で実は一般牛乳消費拡大対策特別事業というのもおやりになっていると思うのです。これは何をやっていいかということ、いろいろその自治体等によってさまざまです。その中で、一つ大変喜ばれているし考えていただきたいと思いたるものが、実は老人のものなんです。特に寝たきり老人あるいは一人暮らしの老人に対しての、お元氣ですか、牛乳どうでしょうとかいうやつで毎朝一声かけていく。これは大阪で一月二十日にスタートしております。私も早速聞きました。制度としてこれが継続されればぜひ続けたい、こう言っております。こういうふうな、すぐ全国に私はばつとこいうやれというところではなくって、自治体によって手を取り合っていて、いま試験事業であるけれどもおやりになっているところはせめても継続で

きるような方向でぜひ検討いただきたいし、進めたいです。ちなみにお話ししますと、大阪ではいま一人暮らしの老人が一万三千人いらっしゃるそうです。全国でどのくらいいるかといいますが、五十二年六月、厚生省の調査なんですけれども、七十五万四千八百人います。寝たきりの老人が二十九万九千人いらっしゃるということです。老人対策、消費拡大等々を含めた形でこの問題についての返答、お答えいただきたいと思っています。

○國務大臣(武蔵嘉文君) いま審議官が答弁いたしましたのは、この事業は単年度事業だものから、まだいまのところ五十五年度どうするかを決めかねているからお答えができなかったということでございます。私どもは当然いまの需給関係を見て乳の消費拡大を努力していかなくやならぬことは私は当然だと思つてゐるわけです。どういふ形でやるかはひとつお任せをいたしたいと思います。いままでやつてきた、五十四年度でやつたものでいいものはやっぱり活用すべきだろうと思ひますし、あるいは、いま寝たきり老人なり一人暮らし老人のお話もございました。大変そういう方々にうまくいけばそれとも一つの方法だと思ひます。いづれにしても、五十五年度は五十五年度で財源問題、またどういふ形にしたら消費が拡大するか、そういう問題を踏まえて私ども計画を立てなきゃならぬと思つてゐるわけでございます。何をやるかということも私どもももう少しこれから研究をさせていただきたいと思ひますけれども、いづれにしても、消費拡大に積極的におもひます。私どもも取り組んでいかなきゃならぬ、こういう考え方は持つておるということを申し上げておきます。

○喜屋武眞榮君 きょうは特に時間がわずかでございますので、基本的な問題にしほつて質問をいたします。まず大臣にお尋ねしたいことは、人間の命の糧をつくり出す生産者は常に王様であると言われておる。その生産の王様である主人公が暮らして

けない、成り立つていけない、こういうことは、これは私が思うのに農政のまずさがこのようにしておるのではないかと、こう思われてなりません。さらにさかのぼるならば国の政治のあり方、ここに問題があるのではないかと私は思ふんですが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) これは私どもも考え方がおのずから違つてございしますが、私どももいたしましては、必ずしも国の政策がまずかつたから非常にいろいろ問題が出てゐるとは考へてゐないわけでございます。われわれも努力をしておりましても、なかなか特に農業なりという畜産関係というものは、生き物を相手にする、あるいは自然現象を相手にする、いろいろな制約があるわけでございます。私どもがこういう方向にいきたいと願ひ、生産者の方もやつたことがうまくいく場合と裏目に出る場合と、これはやっぱり自然現象なりあるいはいろいろ条件というものが、ほかのいわゆる工場で物をつくると同じようなわけにはいかないということだけはぜひ御理解がいただけると思つてございまして、たまたまそういうのが悪い方向に重なり合つたことも私は不幸なことであらうと思ひます。たといばいまの一つの生乳を例にとれば、計画生産をやつていただき、消費もこういう形でいくだろうと思つておつたのが、案外消費の見方が甘くてそれほど消費が伸びなかった、また生産の方は案外予想以上に伸びた、こういうようなことから需給バランスがいま崩れてきておるわけでございます。そういう点、確かに私どもも、決してわれわれの政策が一〇〇%りつぱであつたとはもちろん思つておりませんけれども、相当われわれはわれわれで努力をしてきてやつておるわけでございます。いま申し上げたようないろいろな悪条件がある程度出てきたために、いろいろの御迷惑をかけてゐる点がある、これは認めておるわけでございます。それを今後改善をしていきたいという気持ちでいま取り組んでおるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 申し上げたいことは、要請、陳情があるからそれを受けて検討すると、こういう姿勢を一步進めて、現状把握にもつと敏感に、いわゆる心の探知機を常に国民に当てて、そこに政治の課題を引き出してもらいたいということを要望したいんです。

そこで、次に二点、大臣に。日本の畜産は、価格の安定上全国的に需給の調整が必要である、これは申し上げるまでもありませんが、大臣の所見をもう一通承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(武蔵嘉文君) けさほどから申し上げておりますように、やはり畜産の振興のために、いま価格の決定に当たりましては需給関係というのを当然考へていかなければならないということでございます。私どもも全国的に需給のバランスが非常にうまくとれるような方向に努力をしていかなければ畜産の振興は将来的に見てなかなかむずかしいのではないかと、こういう考え方を持つております。

○喜屋武眞榮君 具体的に進めたいんですが、時間の関係上次に譲ります。

第二点、特に豚肉は全国的に増加の傾向にあるわけなんです。その需給のバランスの確保に留意する必要があります。その需給のバランスをどのようにして確保なさるつもりであるか、このことを伺いたいんです。

○説明員(井上喜一君) 豚肉につきましては、生産期間が短く、かつまた価格変動が激しいものでございまして、特に価格安定のためには全国調整が必要でございます。われわれが進めようとしておりますのは、計画生産、需給調整といひます。役所主導のものではなくして、民間主導のものを役所が側面的に応援をしていくという形が最も効果があるのじゃないかというふうに考へておりまして、中央には全国養豚経営安定推進会議を設置いたしますし、県段階でもそれと同様の会議を設置いたしまして、なるべく多くの養豚家を

その中に糾合いたしまして、需給事情を十分検討いたしまして需給計画を立てていくといひます。特に中心になるのは繁殖雌豚の頭数でございます。それをどういふような規模に抑えていくのかということも十分協議をしていただきまして、それに沿つて生産を行へるようになつていただければ考へるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 いまの問題についても具体的に掘り下げていきたいのですが、次に移ります。

次に三点、飼料の質と量は牛、豚肉の質に影響が大きいと思ひます。その対策はどのように考へておられるか。

○説明員(井上喜一君) 飼料の場合、大きく分けて粗飼料と流通飼料でございます。いずれも量質ともに重要でございます。粗飼料につきましてはそれぞれの土地に適する品種がございまして、その品種の中でもとりわけいいものを選定いたしまして普及いたしますと同時に、量的な面につきましても、たとえば農用地を造成して草地を造成していくとか、あるいは水田等に飼料作物を導入していくというようないくつかの拡大を図つていきたいと思ひます。また、流通飼料につきましても、飼料の安全法がございまして、その品質の面、安全性の面について十分チェックをしてゐる現状でございます。

量的な面については海外から幅広く飼料原料を輸入しております。特に今後の需給動向等を考えますと、多量的な輸入を行うことが大事かと思ひますので、そういう点にも配慮して飼料原料の確保に努めてゐるところでございます。

○喜屋武眞榮君 もう急ぎますが、次には、価格の安定と肉質の向上もまたまた相関関係があるところ思ふのでございします。それを両立させるにはどうすればよろしいか、こういうことについて大臣の所見をお聞きしたいのですが。

○説明員(井上喜一君) 御質問の趣旨は、品質のいい豚が高く売れるということかと思ひます。そういう意味で、豚におきましては品種改良が非常

に重要であるわけでございます。

日本の豚を外国と比べますと、個々の豚では非常に優秀なものがあるわけでございますが、計画的な交配をするという点におきましては外国に比べて非常におくれてゐるわけでございまして、現に、出荷される肥育豚につきましては、規格がばらばらであるとか、あるいは肉質が一定しないというような問題があるわけでございまして、やはり有利に農家が販売するためには、どうしてもやっぱりいい豚を入れまして、いい品種のものを全体としてそろつたものを出荷をしていく、そういうような体制がこれから必要になってくると考えます。

○喜屋武眞榮君 いまの問題について、肉質の向上という面と今度は飼料との関係ですね。飼料にまた重大な問題があると思つてゐます。そのことを私は聞きたいのです。もう一遍飼料の問題。

○説明員(井上喜一君) ただいま品種のことを申し上げたのですが、肉質の改良には、品質ばかりでなく、飼養管理技術の改善という問題がございまして、その場合、肉質が向上するようなえさを給与する。しかもそのえさの給与の仕方としてもいろいろ問題があるわけでございまして、そういう点も配慮いたしまして、われわれ指導してまいりたいと思つておる次第でございまして。

○喜屋武眞榮君 それではこれは大臣にお聞きしたいのですが、沖繩を日本の畜産振興の見地から畜産基地としても重視してほしい、こういう強い要望を持っておるのですが、と申しますのは、理由の一つは、草を与えて高質のたん白が得られる家畜は牛でありますね。これが第一点。第二は、沖繩は高温多湿で年中牧草栽培に最適地であります。こういった立地条件、気候条件から、特に沖繩を日本畜産振興の見地から、畜産基地としても重視してほしい、これは国土開発のいつも申し上げます一環という立場からの沖繩の開発、こういう立場からです。そうして第三点は、牛肉の需給状態からしてもっと高めねばならない日本の状況であることは申し上げるまでもありません。

までもありません。

それと、この自給飼料の現状から、表によりますと、粗飼料が二一・五%ですね、それから飼料全体として四一・八%、濃厚飼料二五・八%、しかも純粋国内濃厚飼料は九・五%、こういう現状でありますね。このことからしましても、私はどうしてこの自給飼料の生産を高めていく、そういう枠の中の沖繩の特に牛を中心とする畜産基地、まあ豚もそうありますが、豚はまたこの生産加工との関連も、第二次産業の関連とも、沖繩の立ちおくれがありますので関連させてお尋ねをしたいのですが、基本的な立場からの大臣のひ一つ御所見を承つて私の質問を終わります。

○國務大臣(武藤嘉文君) 沖繩については私も従来からいゆる畜産の重要な地域であると考えておるわけでございまして、あるいは畜産基地建設事業その他いろいろと進めてきておるわけでございまして。今後ともできる限り沖繩の地域振興という考え方で、また日本の畜産の需給関係なども配慮しながら、またいまお話のございました飼料の活用という点についても、沖繩の特殊性というものがうまくそれにかみ合はないかどうかという点なども含めながら、この点については積極的に今後とも取り組んでまいりたいと思つておるわけでございまして。

○委員長(青井政美君) 次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武藤農林水産大臣。

○國務大臣(武藤嘉文君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現行農業災害補償制度につきましては、制度創設以来すでに三十有余年の歳月を経過しておりますが、その間に、この制度が災害対策として農業経営の安定のため多大の寄与をしまつたこと

は御承知のとおりであります。

しかしながら、果樹共済、蚕繭共済等の制度運営の実態を見ますと、制度が農業事情の変化等の実情に即応していない面があらわれております。政府におきましては、このような事情にかんがみ、特に果樹共済につきましては農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴してまいつたほか、関係各方面の意見を徴して慎重に検討してまいりました結果、補償内容の充実と合理化を図ることを旨として農業災害補償制度の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一は、果樹共済の改善と合理化であります。その一は、果実の単位当たり価額の設定方法の改善であります。現行の果実の単位当たり価額は、果樹の種類ごと及び都道府県の区域ごとに定めておりますが、品種間、地域間等の価格の格差を十分反映するようこれをさらに細分して定めることができるようにすることといたしております。

その二は、共済掛金率割引制度の導入であります。果樹農家の被害発生の実態等に応じて共済掛金率の割り引きを行う制度を導入することといたしております。

その三は、損害のてん補方式の改善と合理化であります。現行の収穫共済では、農家単位で三割を超える被害があった場合に共済金を支払う方式となつておりますが、損害評価の効率化に資するため、園地評価により収穫量を把握する地域につきましては、被害園地のみが減収量を農家単位で合計し、三割を超える被害があった場合に共済金を支払う方式を導入することといたしております。

支払うことといたしております。

その四は、災害収入共済方式の試験実施であります。現行の収穫共済は、農家ごとに収穫量が減少した場合に、その減収量に応じて共済金を支払う方式となつておりますが、農家の損害の実態に一層近づいたてん補を行うことができるようにするため、当分の間、災害により収穫量が減少した場合に損害の額を収入の減少額により把握して共済金を支払う方式を実施することといたしております。

なお、以上のほか、樹体共済の共済金支払い方式の改善、果樹共済の組合等手持ち責任の選択的拡大等所要の整備改善を行うことといたしております。

第二は、蚕繭共済の充実と合理化であります。その一は、引受方式の改善であります。現行の蚕繭共済は、農家の播き立て箱数に応じて共済金額を定めることとなつておりますが、一箱当たりの収繭量は農家間で格差がございまして、農家の生産力に応じて共済金額を定める収繭量建制を採用することといたしております。

その二は、共済金支払い開始損害割合の引き下げであります。現行の蚕繭共済の共済金は、農家ごとに三割を超える被害があった場合に支払うこととなつておりますが、最近における被害発生状況にかんがみ、二割を超える被害があった場合に支払うことといたしております。

以上のは、蚕繭共済につきましては、共済事故を拡大することといたしております。第三は、家畜共済の改善であります。畜産振興の重要性及び最近における畜産経営の実態にかんがみ、農家負担の軽減における加入の促進を図るため、馬及び肉豚に係る共済掛金の国庫負担を引き上げることといたしております。以上がこの法律案を提出する理由及び主な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青井政美君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時十八分散会

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願(第一三七一号)

一、農林年金制度に必要な国庫補助予算の確保に関する請願(第一四〇五号)

一、農林年金制度改善に関する請願(第一四〇六号)

第一三七一号 昭和五十五年三月七日受理

農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡波田町四、四一七 中野義治外七十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一四〇五号 昭和五十五年三月七日受理

農林年金制度に必要な国庫補助予算の確保に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡背振村広瀬五五八ノ二 背振村森林組合内 永洲萬里外 百二十三名

紹介議員 鍋島 直紹君

農林年金制度の健全な発展を図るため、昭和五十五年度予算において、次の事項の実現を図るよう強く要請する。

一、給付費に対する補助率を二十パーセントに引き上げる。

二、財源調整費補助を給付費の三パーセント相当額とすること。

三、事務費補助を増額すること。

四、既裁定年金額の引上げ等、その他共済年金制度共通の所要の改善を図ること。

理由

農林年金発足以来数回にわたる法改正により制度内容は改善されてきたが、他の制度と比べると、その内容はまだ十分とはいえない現状にある。したがって、我々は農林年金制度の健全な発展を図るとともに、老後の生活基盤である年金の実質価値を維持し、安心して老後の生活保障を得られるよう望むものである。

第一四〇六号 昭和五十五年三月七日受理

農林年金制度改善に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町新久佐賀農林年金 受給者連盟佐賀支部内 伊東三郎外二十八名

紹介議員 鍋島 直紹君

農林年金制度の健全な運営を図るため、国庫補助率を引き上げるとともに、次の事項について改善を図りたい。

一、給付に要する費用の補助率を厚生年金並みに引き上げること。

二、既裁定年金については、公務員給与及び物価の上昇率に合わせて引き上げること。

三、既裁定年金、新規裁定年金とも定額部分を物価上昇率に合わせて引き上げること。

四、旧法年金の最低保障額を法本則の最低保障額に改めること。

五、旧法年金と新法年金の格差を解消すること。

六、遺族年金の給付額を更に改善すること。

七、年金課税の際の諸控除額を更に改善すること。

八、通算退職年金、通算遺族年金の支給を年四回支給とすること。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月四日)

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十万三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十三万六千円
ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合においては、昭和五十五年四月分から同年七月分までは、昭和五十五年額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十万三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十三万六千円
ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十二万七千円

四 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合においては、昭和五十五年四月分から同年七月分までは、昭和五十五年額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十万三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十三万六千円
ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十二万七千円

する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 四万円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第三項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同項中「年金額」とあるのは「年金額（その額につき次項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において「その額」という。）と、「六十七万三千七百円」とあるのは「七十万円」と、「五十五万三千七百円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三十三万五千八百円」とあるのは「三十五万五千円」と、「四十三万六千円」とあるのは「四十五万五千円」と、「三十二万七千円」とあるのは「三十四万三千三百円」と読み替えるものとする。

8 第四項及び第六項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第五項の規定は第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻

であり、かつ、次の各号の一に該当する場合

には、昭和五十五年八月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合において、前条第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十二万円

10 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 第一項又は第七項の規定の適用を受ける年金のうち六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る障害年金については、これらの規定による改定後の年金額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を四十二万円に改定する。

12 第一項又は第七項の規定の適用を受ける年金（組合員期間が六年以上九年未満の者に係る障害年金に限る。）を受ける権利を有する者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

13 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する妻が第九項各号の一に該当する場合又は第十項の規定により第九項第三号の規定に該当する者となされる場合において、その妻（政令で定める妻を除く。）が通算年金通則法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条に規定する公

的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額の支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる額は、同項及び第十項の規定による加算は行わない。ただし、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

14 前項ただし書の規定の適用を受ける遺族年金の額に第九項又は第十項の規定により加算される額は、当該遺族年金の額にこれらの規定により加算されるべき額を加えて得た額が前項の政令で定める額を超えるときにおいては、第九項及び第十項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から当該遺族年金の額を控除した額とする。

第二条の二十二の次に次の一条を加える。
（昭和五十五年度における新法の規定による年金の額の改定）

第二条の二十三 昭和五十四年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員については、当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四

十一改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。
一 前条第一項に規定する年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額（以下この号において「算定基礎年額」という。）に一・〇三四を乗じて得た額に三千二百円（退職をした時における当該年金の額の算定基礎年額に係る標準給与の月額がその時における法第二十条第一項の表の標準給与の等級の最高の等級に係る標準給与の月額であつた者（以下この号において「最高額給与者」という。）で政令で定めるものに係る年金にあつては、三千二百円に政令で定める金額を加算して得た額）を加算して得た額（当該改定年金額の算定基礎年額が四百三十三万五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千四百円（最高額給与者で政令で定めるものに係る年金にあつては、十四万四千四百円に政令で定める金額を加算して得た額）を加算して得た額（その額が四百六十八万円を超えるときは、四百六十八万円））

二 昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員については、当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金、その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十一改正法附則第三条の規定を適用して算定した額（当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十三万五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千

百円を加算して得た額（その額が四百六十八万円を超えるときは、四百六十八万円）
2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第四条の七の次に次の一条を加へる。
（昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

4 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十七万七千九百七十二円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十二第二項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとす

2 昭和五十四年三月三十一日以前に第二条第

一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十七万七千九百七十二円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十二第二項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとす

標準給与の等級		標準給与の月額		給 与		月 額	
第一級	六九、〇〇〇円	七〇、五〇〇円未満	七四、〇〇〇円未満	七〇、五〇〇円以上	七四、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満	七四、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満	七八、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円以上	八二、五〇〇円未満	八二、五〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円以上	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円以上	八七、五〇〇円未満	八七、五〇〇円未満
第五級	八五、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上	九二、五〇〇円未満	九二、五〇〇円未満
第六級	九〇、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満	九七、五〇〇円未満
第七級	九五、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満
第八級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満	一〇七、五〇〇円未満
第九級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円未満	一一二、五〇〇円未満
第十級	一一〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上	一一七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円以上	一一七、五〇〇円以上	一一七、五〇〇円未満	一一七、五〇〇円未満
第十一級	一二〇、〇〇〇円	一一七、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円未満	一二二、五〇〇円未満
第十二級	一三〇、〇〇〇円	一二二、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円未満	一二七、五〇〇円未満
第十三級	一四〇、〇〇〇円	一二七、五〇〇円以上	一三二、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円以上	一三二、五〇〇円以上	一三二、五〇〇円未満	一三二、五〇〇円未満
第十四級	一五〇、〇〇〇円	一三二、五〇〇円以上	一三七、五〇〇円以上	一三七、五〇〇円以上	一三七、五〇〇円以上	一三七、五〇〇円未満	一三七、五〇〇円未満
第十五級	一六〇、〇〇〇円	一三七、五〇〇円以上	一四二、五〇〇円以上	一四二、五〇〇円以上	一四二、五〇〇円以上	一四二、五〇〇円未満	一四二、五〇〇円未満
第十六級	一七〇、〇〇〇円	一四二、五〇〇円以上	一四七、五〇〇円以上	一四七、五〇〇円以上	一四七、五〇〇円以上	一四七、五〇〇円未満	一四七、五〇〇円未満
第十七級	一八〇、〇〇〇円	一四七、五〇〇円以上	一五二、五〇〇円以上	一五二、五〇〇円以上	一五二、五〇〇円以上	一五二、五〇〇円未満	一五二、五〇〇円未満
第十八級	一九〇、〇〇〇円	一五二、五〇〇円以上	一五七、五〇〇円以上	一五七、五〇〇円以上	一五七、五〇〇円以上	一五七、五〇〇円未満	一五七、五〇〇円未満
第十九級	二〇〇、〇〇〇円	一五七、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円未満	一六二、五〇〇円未満
第二十級	二一〇、〇〇〇円	一六二、五〇〇円以上	一六七、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円以上	一六七、五〇〇円以上	一六七、五〇〇円未満	一六七、五〇〇円未満
第二十一級	二二〇、〇〇〇円	一六七、五〇〇円以上	一七二、五〇〇円以上	一七二、五〇〇円以上	一七二、五〇〇円以上	一七二、五〇〇円未満	一七二、五〇〇円未満
第二十二級	二三〇、〇〇〇円	一七二、五〇〇円以上	一七七、五〇〇円以上	一七七、五〇〇円以上	一七七、五〇〇円以上	一七七、五〇〇円未満	一七七、五〇〇円未満
第二十三級	二四〇、〇〇〇円	一七七、五〇〇円以上	一八二、五〇〇円以上	一八二、五〇〇円以上	一八二、五〇〇円以上	一八二、五〇〇円未満	一八二、五〇〇円未満
第二十四級	二五〇、〇〇〇円	一八二、五〇〇円以上	一八七、五〇〇円以上	一八七、五〇〇円以上	一八七、五〇〇円以上	一八七、五〇〇円未満	一八七、五〇〇円未満
第二十五級	二六〇、〇〇〇円	一八七、五〇〇円以上	一九二、五〇〇円以上	一九二、五〇〇円以上	一九二、五〇〇円以上	一九二、五〇〇円未満	一九二、五〇〇円未満
第二十六級	二七〇、〇〇〇円	一九二、五〇〇円以上	一九七、五〇〇円以上	一九七、五〇〇円以上	一九七、五〇〇円以上	一九七、五〇〇円未満	一九七、五〇〇円未満
第二十七級	二八〇、〇〇〇円	一九七、五〇〇円以上	二〇二、五〇〇円以上	二〇二、五〇〇円以上	二〇二、五〇〇円以上	二〇二、五〇〇円未満	二〇二、五〇〇円未満
第二十八級	二九〇、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円以上	二〇七、五〇〇円以上	二〇七、五〇〇円以上	二〇七、五〇〇円以上	二〇七、五〇〇円未満	二〇七、五〇〇円未満
第二十九級	三〇〇、〇〇〇円	二〇七、五〇〇円以上	二一二、五〇〇円以上	二一二、五〇〇円以上	二一二、五〇〇円以上	二一二、五〇〇円未満	二一二、五〇〇円未満
第三十級	三一〇、〇〇〇円	二一二、五〇〇円以上	二一七、五〇〇円以上	二一七、五〇〇円以上	二一七、五〇〇円以上	二一七、五〇〇円未満	二一七、五〇〇円未満
第三十一級	三二〇、〇〇〇円	二一七、五〇〇円以上	二二二、五〇〇円以上	二二二、五〇〇円以上	二二二、五〇〇円以上	二二二、五〇〇円未満	二二二、五〇〇円未満

第三十二級	三三〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第三十三級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満
第三十四級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満
第三十五級	三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満
第三十六級	三七〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満
第三十七級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円未満
第三十八級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三十九級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円未満
第四十級	四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上	

附則第八条中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「四百六十八万円」を「四百九十二万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の十一第一項及び第十三項」を「第一条の十二第一項」に改める。

附則第七条の二中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改め、同項第三号中「三十二万三千五百円」を「三十五万円」に改める。

附則第十五条の二第一項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一条の十一の次に

一条を加える改正規定(同法第一条の十二第三項及び第十四項に係る部分に限る。)は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号) 第十一号中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十五年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者又は三十九万円である者(給与月額が三十九万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)
第三条 改正後の法附則第八条並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給

付事由が生じた給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。
2 昭和三十九年十月一日以後昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた給付については改正後の法附則第八条並びに改正後の三十九年改正法附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の給付については、改正後の法附則第八条中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七条の二及び第十二条第三項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と、同項第三号中「三十五万円」とあるのは「三十三万五千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五条の二第一項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)
第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五条 前三条に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(衆)
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措

置法

(目的)

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行われていない民有林野を効率的に利用するため、速やかに造林を行う必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行い、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域における雇用機会の増大等による当該地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する民有林に係る土地をいう。

2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

3 この法律において「国営分収造林契約」とは、国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行い、その造林による収益をその所有者と分収する条件でその者と締結する契約をいう。

4 この法律において「造林地」とは、国営分収造林契約に基づき造林を行う民有林野をいう。

(国営分収造林計画)
第三条 農林水産大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和五十五年以降十五年間において締結する国営分収造林契約に基づいて行う造林の事業に関する計画(以下「国営分収造林計画」という。)を定めなければならない。

2 国営分収造林計画においては、国営分収造林契約に基づいて行う造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。
3 農林水産大臣は、国営分収造林計画を定めようとするときは、中央森林審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、国営分収造林計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に變動があつたため必要と認めるときは、国営分収造林計画を変更することができ、この場合においては、前二項の規定を準用する。

(造林実施地域の指定等)

第四條 農林水産大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見を聴いて、自然的経済的社会的制約により造林が十分に行われていない地域であり、かつ、速やかに造林を行うことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

2 農林水産大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林水産大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行う必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見を聴いて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項に定める場合のほか、農林水産大臣は、その全部又は一部につき造林を行う必要がなくなつたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聴いて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(国営分収造林契約の締結)

第五條 農林水産大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人又は数人共同して国営分収造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件（地方公共団体が所有する民

有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。）のすべてを満たすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することができる。

一 速やかに造林を行う必要があると認められること。

二 政令で定める理由により、当該民有林野についてその所有者が自ら造林を行うことが困難であること。

三 政令で定める理由により、当該民有林野について分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分収造林契約によつて造林を行うことが困難であること。

四 当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の事業により技術上経済上効率的に造林を行うことができること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合にあつては、これらの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

2 農林水産大臣は、昭和七十年四月一日以後は、前項の規定による国営分収造林契約を締結することができない。

(国営分収造林契約の内容)

第六條 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 造林地の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 地上権の設定に関する事項

四 植栽すべき樹種

五 植栽の予定期間

六 手入れの方法

七 伐採の時期及び方法

八 収益を分収する割合

九 造林に要する費用の負担に関する事項

十 その他必要な事項

（持分等）

第七條 国営分収造林契約に基づいて行う造林に係る樹木は、国と造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分収する割合によるものとする。

2 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分収造林契約において別段の定めをすることができ、

3 国営分収造林契約に基づいて行う造林に係る樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條第一項の規定は、適用しない。

(収益を分収する割合等)

第八條 国営分収造林契約に基づいて行う造林による収益を国及び造林地の所有者が分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林に要する費用等を参酌して当該契約で定める。

2 国営分収造林契約に基づいて行う造林による収益の分収は、当該造林に係る樹木の売払代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができ、

3 国営分収造林契約に基づいて行う造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を当該契約に定められた収益を分収する割合によつて分収する。

(林産物の採取)

第九條 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の皮及び木のこ

三 手入れのため伐除した枝

四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採した樹木

(処分の制限)

第十條 造林地又は第七條第一項の規定による持分の処分は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。その効力を生じない。

(造林地の貸付等)

第十一條 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

(国営分収造林契約の解除)

第十二條 農林水産大臣は、次の各号の一に該当する場合には、国営分収造林契約の全部又は一部を解除することができる。

一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合においてその経営の能力が確実であると認めるとき。

二 当該契約の目的を達することができないと認めるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三條 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、直ちに、当該契約に基づいて行う造林による収益の分収を行わなければならない。

一 前条第一号に該当するとき。

二 森林法その他の法令の規定による伐採制限のため、当該契約に基づいて行う造林に係る樹木を伐採することができないとき。

三 当該契約に基づいて行う造林に係る樹木が幼齡である場合その他これを伐採して当該契約に基づいて行う造林による収益の分収を行うことが不適当な場合であつて、造林地の所有者が自ら当該樹木を引き續いて育成することと同意したとき。

2 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、前項各号の一に該当するとき、造林地の所有者は、政令で定めるところにより算出した当該契約に基づいて行う造林に係る樹木の価額に当該樹木についての国の有する持分の割合を乗じて得た額に相当する金額を国に支払わなければならない。

3 造林地の所有者は、前項の規定による金額を

支払ったときは、当該契約に基づいて行う造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

(国営分収造林契約に基づいて行う造林の事業に要する費用の繰入れ等)

第十四条 政府は、国営分収造林契約に基づいて行う造林の事業に要する費用に相当する金額を、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

2 政府は、国が国営分収造林契約に基づいて分収して得た収益については、別に法律で定めるところにより、国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(施行手続等の農林水産省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林水産省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を、「国が行う国有林野の分収造林に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第五条第一項の契約に基づいて行う事業及びこれらの附帯業務」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び国有林野国営分収造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」

の下に「及び国有林野国営分収造林地」を加える。

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び国有林野国営分収造林地」に改める。

第六十五条第二項中「森林法」の下に「及び国が行う国有林野の分収造林に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 号)」を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十一条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び国有林野国営分収造林地」に改める。

(分収造林特別措置法の一部改正)

4 分収造林特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「国有林野法」を「国が行う国有林野の分収造林に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第五条第一項(国営分収造林契約の締結)の契約及び国有林野法」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約三百二十三億円、平年度約五百十四億円の見込みである。

昭和五十五年四月十七日印刷

昭和五十五年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局